

# 大郷町地域防災計画

---

## 地震災害対策編

令和4年3月

大郷町防災会議



# 〔目 次〕

## 地震災害対策編

### 1章 総 則

第1節 計画の目的と構成	1
第2節 各機関の役割と業務大綱	6
第3節 大郷町を取り巻く地震環境	16
第4節 対象とする地震	21
第5節 大郷町地域防災計画（地震災害対策編）の方向	22

### 第2章 災害予防対策

第1節 総則	23
第2節 地震に強いまちの形成	25
第3節 地盤にかかる施設等の災害対策	28
第4節 河川保全施設等の整備	31
第5節 交通施設の災害対策	32
第6節 町の防災対策	33
第7節 建築物等の耐震化対策	34
第8節 ライフライン施設等の予防対策	37
第9節 危険物施設等の予防対策	39
第10節 防災知識の普及	40
第11節 地震防災訓練の実施	43
第12節 地域における防災体制	44
第13節 ボランティアのコーディネート	45
第14節 企業等の防災対策の推進	46
第15節 地震調査研究等の推進	47
第16節 情報通信網の整備	48
第17節 職員の配備体制	49
第18節 防災拠点等の整備・充実	51
第19節 相互応援体制の整備	53
第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	56
第21節 火災予防対策	58
第22節 緊急輸送体制の整備	59
第23節 避難対策	60
第24節 避難受入れ対策	62
第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保	63
第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	64
第27節 複合災害対策	65
第28節 災害廃棄物対策	66
第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防	67

### 第3章 災害応急対策

第1節 情報の収集・伝達	69
第2節 災害広報活動	74

第3節	防災活動体制	75
第4節	相互応援活動	83
第5節	災害救助法の適用	85
第6節	自衛隊の災害派遣	86
第7節	救急・救助活動	87
第8節	医療救護活動	88
第9節	消火活動	89
第10節	交通・輸送活動	90
第11節	ヘリコプターの活動	91
第12節	避難活動	92
第13節	応急仮設住宅等の確保	94
第14節	相談活動	96
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	97
第16節	愛玩動物の収容対策	98
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	99
第18節	防疫・保健衛生活動	101
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	102
第20節	災害廃棄物処理活動	103
第21節	社会秩序の維持活動	104
第22節	教育活動	105
第23節	防災資機材及び労働力の確保	107
第24節	公共土木施設等の応急対策	108
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	110
第26節	危険物施設等の安全確保	111
第27節	農林業の応急対策	112
第28節	二次災害・複合災害防止対策	113
第29節	応急公用負担等の実施	114
第30節	ボランティア活動	115
第31節	海外からの支援の受入れ	116

#### 第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	117
第2節	生活再建支援	118
第3節	住宅復旧支援	120
第4節	産業復興支援	121
第5節	都市基盤の復興対策	122
第6節	義援金の受入れ、配分	123
第7節	激甚災害の指定	124
第8節	災害対応の検証	125

# 第1章 総則



## ＜地震災害対策編の内容について＞

地震災害は、地盤の変動の発生等により、様々な災害が発生するものである。一方、風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、河川等の氾濫、ため池の決壊並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害が発生するものである。

したがって、要因は異なっているものの、現象としては風水害等とおおむね同様の被害ととらえられ、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取組むべき施策内容は、地震災害と風水害等とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、地震災害対策各編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、地震災害対策において特有な施策内容の部分のみを特に掲示するものである。

なお、省略した内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などとして、必要に応じ読み替えるものとする。

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的と構成

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波（以下、東日本大震災という。）は、人知を超えた猛威をふるい、宮城県内で1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大災害であった。本町においても、死者1名、負傷者5名の被害者を出し、生活基盤や建築物等への被害も各地で発生した。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始する等、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

### 第1 計画の目的

本計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき大郷町の地域に係る防災対策に関し、町及び町内の公共機関等の業務の大綱及び処理すべき事務を定め、地震の発生時には、住民の協力を得て密接な連携のもとで総合的かつ総力を挙げ応急対策を実施し、町土並びに町民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地

震災害に至らない場合であってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を等定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

## 第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「大郷町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、大郷町防災会議が策定する計画であり、大郷町の地域における地震の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。また、本計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的な事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。また、防災機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

## 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、定期的に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。

## 第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は、次のとおりとする。
  - 第1章 総則
  - 第2章 災害予防対策
  - 第3章 災害応急対策
  - 第4章 災害復旧・復興対策

## 第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。



また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも町・県・国・その他関係機関等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

### 1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同規模の地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底等、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

### 2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難情報の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難所・避難路の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

### 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互援助協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

### 4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時においては、地震の状況や被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

### 5 自助・共助による取組みの強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、県、国及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するこ

と合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

## 6 二次災害の防止

大規模地震の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための町土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

## 7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するために建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備えるために広域処理体制を確立する。

## 8 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する。

## 9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して、広く普及している携帯電話で避難情報を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、SNSなど災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。

## 10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策の実施を考慮する。

## 11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な生活者の視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向

上を図るため、町防災会議に占める女性の割合を高めるように取り組む等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画や多様な生活者の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、町は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び指定避難所等における連絡調整を行う。

## 12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

## 第2節 各機関の役割と業務大綱

### 第1 目 的

地震災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

### 第2 組 織

#### 1 防災会議

大郷町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく大郷町防災会議条例（昭和38年条例第9号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行うことを所掌事務とする。

#### 2 災害対策本部

町内において、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく大郷町災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づく大郷町災害対策本部条例及び防災関係機関において定めておく。

資料1-2 大郷町防災会議条例

資料1-3.1 大郷町災害対策本部条例

資料1-4 大郷町防災会議委員

### 第3 各機関の役割

#### 1 大郷町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 消防機関

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、本町消防団及び黒川地域行政事務組合消防本部がこれに当たり、本町消防団の組織及び運営については、本町条例及び本町地域防災計画の定めるところによる。

#### 3 水防機関

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動を実施する場合は、上記消防機関がこれに当たる。

#### 4 県の機関

県の機関は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防

災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

## 5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

## 6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を行うとともに、町の活動が円滑に行われるように協力する。

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 8 町民

町民一人ひとりには、「自らの命は自らが守る」ということを基本に、地震災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取組みに努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力等、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

さらに、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

## 9 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等に加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)の策定・運用及び事業継続マネジメント(BCM)の構築等に努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

## 第4 防災関係機関の業務大綱

### 1 大郷町

機関名	業務大綱
大郷町	1 大郷町防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 3 防災に関する施設・設備の整備 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 6 避難情報の発令並びに指定避難所等の開設 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施 11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 12 町立学校、認定こども園・保育園の応急教育・保育対策 13 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 14 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 15 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
大郷町教育委員会	1 町立学校施設等の災害対策 2 町立学校の児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）」の安全対策 3 町立学校教育活動の応急対策 4 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

### 2 消防・警察

機関名	業務大綱
黒川地域行政事務組合 消防本部黒川消防署	1 消防計画の策定に関すること 2 災害の予防、警戒、防ぎよに関すること 3 警戒、警報等の広報、伝達に関すること 4 要救助被災者の救出、救助に関すること 5 傷病者の救出、搬送に関すること 6 危険物の保安、応急対策に関すること
大和警察署	1 災害情報の収集、伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死体の検視・見分調査 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動

## 3 一部事務組合

機関名	業務大綱
黒川地域 行政事務組合	1 廃棄物、し尿処理対策 2 遺体等の火葬対策
公立黒川病院	1 医療、救護活動 2 防疫及び保健衛生の指導、協力

## 4 宮城県の機関

機関名	業務大綱
宮城県	1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災建築物応急危険度判定事務、被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
宮城県警察本部	1 災害情報の収集、伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死体の検視・見分調査 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動
宮城県仙台 地方振興事務所	1 災害情報の収集 2 消防対策 3 各防災関係機関との連絡調整 4 食料対策 5 農業用揚・排水施設対策 6 土地改良事業対策 7 その他農林業対策
宮城県仙台北 県税事務所	1 県税の減免措置
宮城県仙台	1 災害救助法に基づく救助事務

機関名	業務大綱
保健福祉事務所 (塩釜保健所) (塩釜保健所 黒川支所)	2 その他生活福祉対策 3 医療救護対策 4 防疫対策 5 給水対策 6 廃棄物処理対策 7 その他保健環境対策
宮城県仙台家畜保健衛生所	1 畜産振興対策 2 家畜防疫・衛生対策
宮城県 仙台土木事務所	1 水防対策 2 住宅対策 3 交通施設、道路の障害物の除去対策 4 その他土木、建築関係対策
宮城県 仙台教育事務所	1 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供 2 児童生徒等、教員の避難状況の報告 3 その他仙台教育事務所が所管する防災に関すること
宮城県中南部 下水道事務所	1 所管する下水道施設の防災対策及び復旧対策 2 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
宮城県大崎広域 水道事務所	1 所管する水道施設の防災対策及び復旧対策 2 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

## 5 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 3 関係職員の派遣 4 関係機関との連絡調整
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導 2 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
宮城労働局	1 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 2 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第 88 条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 3 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認 4 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い



機関名	業務大綱
	5 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導
東北農政局	1 農地・農業用水利施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用水利施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策、病虫害防除の指導 4 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局 （宮城北部 森林管理署）	1 山火事防止対策 2 災害時復旧用材（国有林材）の供給 3 林道の適正な管理
東北経済産業局	1 災害時における復旧資機材・生活必需品及び燃料等の需給対策 2 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援 3 工業用水道の応急復旧
関東東北 産業保安監督部 東北支部	1 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
東北地方整備局	1 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 2 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 3 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等、その他の管理 4 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関する事 5 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 6 直轄道路の交通確保 7 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 8 港湾施設、空港施設等の整備 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 11 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院 東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事 2 復旧測量等の実施に関する事
仙台管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

機関名	業務大綱
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施・支援 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 5 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

## 6 自衛隊

機関名	業務大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第22普通科連隊)	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における応急医療・救護活動

## 7 指定公共機関

機関名	業務大綱
独立行政法人 国立病院機構 北海道東北グループ	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本銀行仙台支店	1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	1 気象予報・警報、災害情報等の放送
NEXCO東日本 (東日本高速道路 (株)東北支社)	1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施
日本郵便(株) 東北支社 (大郷郵便局) (大松沢郵便局)	1 災害時の業務運営の確保 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力ネットワーク(株)仙台北電力セ	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保

機関名	業務大綱
センター	
日本通運(株) 仙台支店 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東日本旅客鉄道 (株)仙台支社	1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道(株) 東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東日本電信電話(株) 宮城事業部	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
KDDI(株) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信設備の整備及び災害防止 2 災害時における通信の確保 3 電気通信設備の復旧
(株)イトーヨーカ 堂イオン(株) (株)セブン-イレ ブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマ ート (株)セブン&アイ ・ホールディング ス	1 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

## 8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 宮城県LPガス協会 (黒川支部)	1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人 宮城県トラック協会 (仙台支部)	1 災害時における緊急物資等のトラック輸送確保
公益社団法人 宮城県バス協会	1 災害時における緊急避難輸送確保 2 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
東北放送(株) (株)仙台放送 (株)宮城テレビ放送 (株)東日本放送 (株)エフエム仙台	1 災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県医師会	1 災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科医師会	1 避難所における歯科医療救護活動 2 行方不明者の身元確認
一般社団法人 宮城県薬剤師会	1 災害時における医薬品の管理と供給
一般社団法人 宮城県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力
宮城県道路公社	1 有料道路等の維持管理 2 有料道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施

## 9 公共的機関等

機関名	事務又は業務の大綱
(株)おおさと 地域振興公社	1 災害時における緊急避難輸送 2 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 3 非常災害時における無線通信による情報の伝達
(株)ラトリエ	1 避難者の受入れ等(縁の郷)
一般社団法人 黒川郡医師会	1 災害時における医療救護活動
新みやぎ 農業協同組合	1 農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策 2 災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策及び 病虫害防除の指導 3 食料の確保 4 災害に伴う営農資金の貸付及びあっせん
社会福祉法人 大郷町社会福祉協議 会	1 災害時における災害ボランティアセンターの設置と被災者ニーズの把握 2 ボランティアの要請及び関係団体の育成支援 3 災害ボランティア団体等のネットワーク構築 4 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

機関名	事務又は業務の大綱
宮城県石油商業 協同組合 (塩釜支部・黒川支部)	1 応急用燃料の供給確保
社会福祉施設 経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 2 災害時における入所者の避難誘導
くろかわ商工会 (大郷事務所)	1 災害時における商店の被害調査 2 被災者の生活を確保するための物資のあつせん 3 中小企業者等の災害復興資金の確保援助
鶴田川沿岸 土地改良区	1 土地改良区の区域内にある農業用排水路・農道・揚水排水機場・用水取水地の維持管理並びに災害復旧
宮城県 農業共済組合	1 災害による農業災害補償調査

## 第3節 大郷町を取り巻く地震環境

### 第1 大郷町周辺の活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という新生代第四紀（約260万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震の長期予測の観点から存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

全国の活断層については、活断層研究会編『新編 日本の活断層』（東大出版会、1991年）に詳しく掲載されており、存在の確かさ（確実度）、過去における活動の程度（活動度）等々を評価している。

本町周辺の活断層について見ると、町を走る活断層はないが、最も近いもので町の南側に県の第3次地震被害想定調査でもとり上げられている「長町ー利府線断層帯」がある。長さ12kmで、活断層の確実度（注3）はI・IIIである。東側には「旭山撓曲断層」として、長さ8kmの断層が走っている。活断層の確実度（注3）はIIである。また北東には、「加護坊山ー篋岳山断層」が存在している。（下表参照）

地震断層の長さや地震規模には、相関が認められており、巨大地震である濃尾地震（マグニチュード8.0）では、断層系で80kmと非常に長い。また、発生した陸域の浅い地震のうち、濃尾地震、福井地震、鳥取地震や震度7を観測した兵庫県南部地震をみると、震度6以上の揺れの範囲は地震断層の近傍に分布することが多い。その形状と広さは、むしろ軟弱な地盤である沖積地等新生代第四紀層の分布状況に強く影響されることがわかっている。

【大郷町周辺の活断層とその特色】

断層名（注2）	確実度 （注3）	長さ （km）	走向	変位方向（注1）		活動度 （注3）
				隆起側	横ずれ	
① 長町ー利府線断層	I・III	12	NE	NW (>130)	—	B
② 大年寺山断層	I	8	NE	SE (20)	—	B
③ 鹿落坂断層	I	3	NE	SE (6)	—	C
⑩ 上品山西断層	III	4	NNE	E	—	—
⑪ 加護坊山ー篋岳山断層	III	12	NS~WNW	SW	—	—
⑫ 旭山撓曲断層	II	8	NS	W (20)	—	B~C

（活断層研究会編「新編 日本の活断層」より引用）

（注1）「確実度」及び「活動度」を表す記号は後述の説明によるものとし、「走向」及び「変位方向（隆起側）」におけるE・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。

また「変位方向（横ずれ）」におけるR・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

（注2）活断層の番号は、下図の活断層分布図の番号を示す。

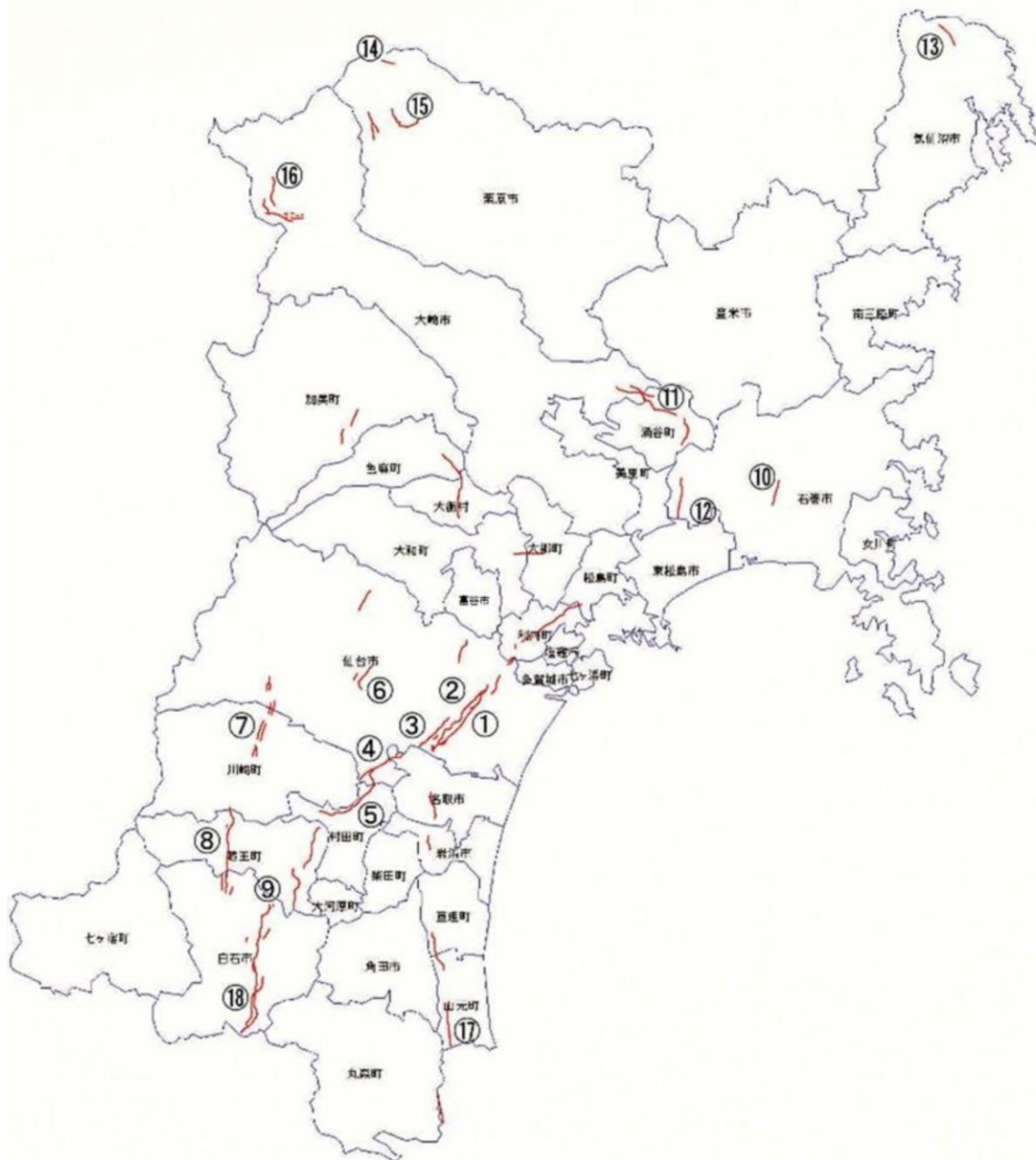
(注3) 確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。

- 確実度 I : 活断層であることが確実なもの  
 II : 活断層であると推定されるもの  
 III : 活断層の疑いのある形状  
 活動度 A : 第四紀における平均変位速度 (\*) 1~10m/千年  
 B : " 0.1~ 1m/千年  
 C : " 0.1m以下/千年

\* 平均変位速度とは、断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。

【 大郷町付近の活断層分布図 】

番号は前表の活断層一覧に対応



## 第2 宮城県内の地震観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性がほかの地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、宮城県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報の早期発信が期待されている。

なお、国の中央防災会議においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年3月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。

町は防災対策上、地震等観測体制の強化が重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図る。



### 第3 過去における地震災害の状況

大郷町周辺で発生している地震は、以下のものがあげられる。

#### 【 大郷町周辺で発生した過去の地震 】

年月日	震源 (地震名)	M (マグニチュード)	本町の被害 最大震度・本町の震度
1616年9月9日	宮城県沖	7.0	
1736年4月30日	仙台市	6.2	
1855年9月13日	宮城県沖	6.9	
1861年10月21日	涌谷町	6.4	
1897年2月20日	仙台沖	7.8	
1898年6月23日	宮城県沖	7.8	
1974年6月23日	旧登米郡	4.7	
1978年6月12日	金華山沖 (宮城県沖地震)	7.4	震度 仙台市5・石巻市5 被害概要 (別表のとおり)
2003年5月26日	宮城県沖	7.1	震度 石巻市6弱 大郷町5弱 (特に被害なし)
2003年7月26日	石巻市 (旧河南町他) (宮城県北部連続地震)	1回目(前震) 5.5	震度 旧鳴瀬町6弱 大郷町5弱
		2回目(本震) 6.4	震度 旧矢本町6強 大郷5弱 被害概要 (別表のとおり)
		3回目(最大余震) 5.5	震度 旧河南町6弱 大郷町3
2005年8月16日	宮城県沖 (8.16宮城地震)	7.2	震度 川崎町6弱 大郷町5弱 (特に被害なし)
2008年6月14日	岩手県内陸南部 (岩手・宮城内陸 地震)	7.2	震度 栗原市6強 大郷町4 (特に被害なし)
2011年3月11日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	震度 栗原市7 大郷町6弱 被害概要 (別表のとおり)
2011年4月7日	東北地方太平洋沖地震 の余震	7.2	
2021年2月13日	福島県沖	7.3	
2021年3月20日	宮城県沖	6.9	

資料：理科年表、国立天文台編及び活断層研究会「新編 日本の活断層」より引用

【 宮城県沖地震（1978年6月12日） 】

区 分		被害	
人的被害	死 者		一人
	負傷者	重 傷	一人
		軽 傷	一人
		小 計	一人
住家被害	全壊	戸 数	4 戸
		世 帯 数	4 世帯
		人 員	14 人
	半壊	戸 数	20 戸
		世 帯 数	20 世帯
		人 員	104 人
	一部破損	戸 数	692 戸
		世 帯 数	692 世帯
		人 員	2,531 人

区 分	被害額（単位：千円）	
家屋被害	住家	96,950 千円
	非住家	99,734
	計	196,684
医療衛生施設	1,519	
商 工	276,520	
農 業	174,410	
水 産	0	
林 業	5,587	
教 育	11,830	
土 木	4,034,894	
合 計	4,701,444	

【 宮城県北部連続地震（2003年7月26日） 】

区 分		被害	
人的被害	死 者		一人
	負傷者	重 傷	一人
		軽 傷	一人
		小 計	一人
住家被害	全壊	戸 数	一戸
		世 帯 数	一世帯
		人 員	一人
	半壊	戸 数	一戸
		世 帯 数	一世帯
		人 員	一人
	一部破損	戸 数	一戸
		世 帯 数	一世帯
		人 員	一人

区 分	被害額（単位：千円）	
家屋被害	住家	0 千円
	非住家	0
	計	0
医療衛生施設	0	
商 工	0	
農 業	0	
水 産	0	
林 業	0	
教 育	8,838	
土 木	22,468	
合 計	31,306	

【 東北太平洋沖地震（2011年3月11日） 】

区 分		被害	
人的被害	死 者		1 人
	負傷者	重 傷	1 人
		軽 傷	4 人
		小 計	5 人
住家被害	全壊	戸 数	50 戸
		世 帯 数	50 世帯
		人 員	159 人
	半壊	戸 数	274 戸
		世 帯 数	274 世帯
		人 員	1,008 人
	一部破損	戸 数	791 戸
		世 帯 数	791 世帯
		人 員	3,138 人

区 分	被害額（単位：千円）	
家屋被害	住家	994,601 千円
	非住家	626,393
	計	1,620,994
公共土木	1,845,803	
農業施設	495,057	
教 育	350,813	
下 水 道	108,588	
農集排・浄化槽	190,746	
上 水 道	27,500	
その他公共施設	45,561	
合 計	4,685,062	

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

## 第4節 対象とする地震

本町では、これまで、宮城県が実施した被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、本町のみならず、県全域で甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

### 第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

町は、地震災害対策の検討に当たり、県が実施する、科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

なお、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県は、具体的な被害を算定する被害想定、減災目標を設定することとしている。

町は、県による被害想定や減災目標を基に、減災に向けた施策を策定し、その推進に努める。

### 第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

### 第3 地震被害想定について

宮城県では、過去の地震被害にかんがみ有効な地震対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。

第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。

## 第5節 大郷町地域防災計画（地震災害対策編）の方向

---

### 第1 防災体制の整備確立

町は、震災による被害の軽減を図るため、迅速適切な措置をとり得るよう、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び住民を一体とした防災体制を整備するため次の施策に重点を置く。

- 1 防災知識の周知徹底
- 2 防災組織の確立
- 3 防災施設の整備促進
- 4 災害に備えた食料品や生活物資等の備蓄促進

### 第2 防災事業の推進

町は、地震による被害を防除するため、宮城県地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次の事項について長期計画を樹立し、その推進を図る。

- 1 治山・治水等の保全事業
- 2 建物の不燃化、耐震性建築の普及促進
- 3 災害危険区域に対する安全対策
- 4 水源林等の災害防止林造成
- 5 河川改修事業の推進
- 6 災害危険区域に対する環境安全対策

### 第3 避難行動要支援者対策の推進

町は、平成22年8月に定めた災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害発生時に災害時要援護者（避難行動要支援者）に対して適切な対応をとり、全ての住民の生命安全の確保に努める。

### 第4 防災のための調査研究

町は、防災対策の基礎となるべき調査研究を積極的に行い、災害対策の一層の充実に努める。





## 第2章 災害予防対策





## 第2章 災害予防対策

### 第1節 総則

#### 第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベータの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

##### 1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び津波に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

##### 2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

##### 3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

##### 4 不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、要配慮者支援計画（災害時要援護者支援計画）が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなる等、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

##### 5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

## 6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

## 7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

## 第2 基本的考え方

地震から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる地域づくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

## 第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動（東北地方太平洋沖地震、長町ー利府線断層帯の地震）等
- 2 構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動（宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震）

上記1、2の想定される地震に対して、次のような対策を基本的な目標とする。

- ・ 構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。
- ・ 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- ・ 重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。

なお、本町に最も近い活断層である長町ー利府線断層帯は、大きな被害に直結することが予想されるため、留意が必要である。

また、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」…沈み込むプレート（スラブ）の内部で発生する地震。

## 第2節 地震に強いまちの形成

町は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

### 第1 基本的な考え方

町は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- 1 発生確率は低いが、海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1~2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- 2 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- 3 次のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
  - (1) いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
  - (2) 広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
  - (3) 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保のため、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

### 第2 地震に強いまちの形成（まちづくり政策課・地域整備課・復興推進課）

町は、次により、地震に強い都市構造の形成を図る。

- 1 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、道路、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- 2 危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 3 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- 4 水面・緑地帯の計画的確保
- 5 防災に配慮した土地利用への誘導
- 6 自然環境の機能を活用すること等により地域の回復力を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組み推進

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、

まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

### 第3 揺れに強いまちづくりの推進（まちづくり政策課・地域整備課・復興推進課）

#### 1 建築物の耐震化

町は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。また、庁舎、学校、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

#### 2 耐震化を促進するための環境整備

町は、町民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

#### 3 火災対策

- (1) 町は、出火の要因ともなる揺れによる建築物の被害を軽減するために、建築物の耐震化を促進する。
- (2) 町は、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。
- (3) 町は、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

#### 4 居住空間内外の安全確保対策

町は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

### 第4 地震防災緊急事業五箇年計画（関係各課・教育委員会・消防本部）

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

#### 1. 計画期間

- (1) 第4次五箇年計画－平成23～27年度
- (2) 第5次五箇年計画－平成28～32（令和2年度）年度

#### 2. 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

#### 3. 対象事業の範囲

- (1) 要件

ア 県地域防災計画に（町事業については町地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急

に整備すべき施設等に関する事業であること。

イ 施設毎に主務大臣が定める基準に適合すること。

ウ 県地域防災計画に目標が定められている場合（県地域防災計画での被害想定、目標設定に努める）は、当該目標に即した事業であること。

(2) 町に対応する事業の範囲は、次のとおりとする。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク 町立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ 上記のほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

コ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池

サ 地域防災拠点施設

シ 防災行政無線設備その他の施設又は設備

ス 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

セ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ソ 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材

タ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第5 長寿命化計画の作成（まちづくり政策課・地域整備課・財政課）

町は、老朽化した公共建物、橋りょう、上・下水道設備などの社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を図る。

## 第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

町は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を把握し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、町民等に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

### 第1 土砂災害防止対策の推進（地域整備課・総務課）

土砂災害防止対策の推進は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり 第2 土砂災害予防対策 「1 土砂災害防止対策の推進」の定めに準ずる。

資料2-1 土砂災害警戒区域等指定箇所（急傾斜地の崩壊）

資料2-2 崩壊土砂流出危険地区

資料2-3 土砂災害警戒区域等指定箇所（土石流）

資料2-4 山腹崩壊危険地区

資料2-5 大郷町災害危険区域に関する条例第7条の規定により町長が定める事項

資料6-3 要配慮者施設一覧

### 第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進（農政商工課・地域整備課）

山地災害危険地区の計画的な整備の推進は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり 第2 土砂災害予防対策 「2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進」、「5 治山施設の整備」の定めに準ずる。

### 第3 急傾斜地崩壊防止施設（地域整備課）

急傾斜地崩壊防止施設の災害対策は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり 第2 土砂災害予防対策 「3 急傾斜地崩壊防止施設」の定めに準ずる。

### 第4 砂防設備（地域整備課）

砂防設備の災害対策は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり 第2 土砂災害予防対策 「4 砂防施設の整備」の定めに準ずる。

### 第5 農業施設等（農政商工課・地域整備課）

農業施設等の災害対策は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり 「第4 農林業災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

#### 1 農業・農村における基盤整備の推進

町は、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図る。

#### 2 農業施設の耐震性の改善

町は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

### 3 農業施設に係る情報の収集連絡体制の整備

町は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

### 4 農業被害の予防対策

町は、農業、畜産業の地震災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

#### (1) 営農用資機材の確保

ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

イ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように新みやぎ農業協同組合、(公社)みやぎ農業振興公社と連携をとり、その他確保のための対策を講じる。

#### (2) 営農防災対策の推進

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・畜産対策

施設の耐震性を強化する。

## 第6 液状化対策の推進 (総務課・地域整備課)

### 1 液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象であり、液状化による影響は建築物や道路のみならず、ライフライン等の埋設管が浮き上がるなどの大きな被害をもたらしている。

このため、町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。

また、住宅等の建設にあたっては建築物の耐震化、地盤改良等について住民に周知するとともに、避難所や学校、役場等の防災上特に重要な公共施設の設置にあたっては、地質調査に基づき地盤改良等を行う等、液状化による被害を最小限とする対策を実施する。

### 2 液状化ハザードマップの作成

町は、液状化の発生が想定される地域を対象に、液状化ハザードマップの作成、公表に努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施について、建築物の施工主等への周知に努める。

なお、液状化ハザードマップの作成に当たっては、必要に応じて、県に協力を要請する。

### 3 町民への情報提供

町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、町民に情報提供を図るとともに、相談体制を整備する。

## 第7 各種データの保存（地域整備課）

町は、道路、橋梁、公共土木施設等が被災した場合の応急復旧を円滑にするため、施設台帳等の各種データの整備、保存を行う。町管理以外の施設等については、可能な限り資料の整備や複製を行い、保存に努める。

なお、保存形態や保存場所については、地震等によりデータの破損や紛失等の可能性があるため、複数の形態、複数の場所において保存するよう努める。



## 第4節 河川保全施設等の整備

町は、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

### 第1 河川管理施設等（総務課・地域整備課）

河川管理施設の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり「第1 水害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

#### 1 計画的な耐震対策の推進

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水と地震が重複して発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。したがって、計画的な耐震対策の推進により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。

また、県内の雨量や河川水位情報をリアルタイムに収集処理している「河川流域情報システム(MIRAI)」の活用を図りながら、二次災害の防止や水防活動等に万全を期する。さらに、河川において、出水時には水防活動の拠点になり、地震時等においては避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

### 第2 農地、農業用施設等（農政商工課・地域整備課）

農地、農業用施設等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第1節 風水害等に強いまちづくり「第1 水害予防対策」及び「第4 農林業災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

#### 1 ため池の点検及び改修

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップを作成・公表し、町民への適切な情報提供を図る。

また、その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案・農水省)」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

## 第5節 交通施設の災害対策

道路等交通施設は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民等の避難、救助活動、物資の輸送など各種の応急対策活動を著しく阻害する。

よって、各施設の管理者は、交通施設の被害を最小限にすることを目的に、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

### 第1 道路施設（地域整備課・財政課）

道路管理者（町道等：地域整備課、県道：仙台土木事務所）は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

なお、道路施設の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 災害種別毎予防対策「第4 道路災害予防対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

#### 1 道路

##### (1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を行うとともに、道路の改良や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

##### (2) 避難路の整備

住民が確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路が寸断されないよう橋りょうの耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

#### 2 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋りょうについては、橋りょう補強工事を計画的に行い、耐震性を高める。

#### 3 道路付属施設

町は、町道において、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。また、県道においても、県と調整し、避難誘導標識の設置に努める。

また、町は、町道敷地内に設置されている道路標識について、定期的に点検を行い、補強に努める。

## 第6節 町の防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い地域づくりの実現のため、都市防災総合推進事業等により、地域の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の防災対策を促進する。

### 第1 中粕川地域の復興再生のための地域づくり（町全課局館）

中粕川地域の復興再生のための地域づくりの災害対策は、風水害等災害対策編 第2章 第2節 町の防災対策 「第1 中粕川地域の復興再生のための地域づくり」の定めに準ずる。

### 第2 公園施設等（総務課・まちづくり政策課・復興推進課・農政商工課）

公園施設等の災害対策は、風水害等災害対策編 第2章 第2節 町の防災対策 「第2 公園施設等」の定めに準ずる。

## 第7節 建築物等の耐震化対策

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。  
特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 第1 公共建築物（地域整備課・まちづくり政策課・保健福祉課・教育委員会・消防本部・ 財政課）

#### 1 公共建築物全般の対策

##### (1) 耐震性、不燃性の確保

公共建築物は、地震災害時には防災活動の拠点となり、また避難場所としての役割を担うことになるため、町は、既存建物については一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

特に、災害時の拠点となる役場庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

また、学校等のプールは、地震災害時における防火用水として確保するため、耐震性の強化に努める。

さらに、黒川地域行政事務組合消防本部（以下消防本部と言う。）の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

##### (2) 停電対策の強化

町は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

##### (3) 活断層の回避

町は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避する。

#### 2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

##### (1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

##### (2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

##### (3) 学校等のプールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き学校等のプールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

### 3 耐震診断の実施及び公表

町は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

## 第2 一般建築物（地域整備課・総務課・消防本部）

一般建築物の耐震化対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節 建築物等の予防対策 第1防災事業の施行「5 建築物及び市街地の不燃化促進対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

### 1 建築物の耐震改修の促進

- (1) 町は事業者等に対し、宮城県地震地盤図などを参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性の向上を図るよう誘導する。
- (2) 町は、住民に対し、建築物の耐震不燃化の推進について理解を求め、新增築する際には、県と協力し建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等関係法令に基づき設計するよう指導を行うとともに、既存建築物の耐震診断、耐震補強について啓発指導を行うとともに、はめ殺し窓の改造、落下防止庇の設置等について積極的に指導する。
- (3) 地震による二次災害防止のため、家屋内の家具転倒防止、照明器具の落下防止措置等について周知徹底を行う。

特に宿泊施設、医院等多数の住民が集まる建築物や危険物施設に対しては、耐震性の強化や避難について、建築基準法に基づき県と協力し改善指導を行う。

- (4) 道路に面する看板等で落下のおそれがある付帯設備については、管理者等に改善指導を行う。
- (5) 住民又は建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。
- (6) 事業所は、倒れたり、落下するおそれのある看板、ガラス窓等は、できるだけ早く改修するとともに機械類、事務機、ロッカー等は動かないように壁や床に固定する。

### 2 適正な維持管理の促進

町及び消防本部は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

## 第3 ブロック塀等の安全対策（地域整備課）

町は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀等を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

なお、自動販売機等については、設置事業者又は管理者に対し、固定措置の強化等転倒防止

について指導する。

#### **第4 落下物等防止対策**（地域整備課・消防本部）

##### **1 調査及び改善指導**

町及び消防本部は、市街地の沿道に存する広告物や外装材等、二次部材の落下のおそれのある建築物について、安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

##### **2 天井の脱落防止等の対策強化**

建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

#### **第5 建物内の安全対策**（地域整備課・総務課）

町は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策支援を検討する。

#### **第6 文化財の防災対策**（教育委員会）

町は、国・県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

## 第8節 ライフライン施設等の予防対策

大規模地震の発生により、町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため、耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進める等、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

### 第1 水道施設（地域整備課・総務課）

水道施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策「第1 水道施設」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

#### 1 水道施設の耐震性強化

町は、地震災害時においても断水等の影響を最小限に食い止めるため、基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、優先順位を定めて耐震性の強化、液状化対策を計画的に行う。

### 第2 下水道施設（地域整備課・総務課）

下水道施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策「第2 下水道施設」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

#### 1 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては、耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

### 第3 電力施設（総務課・まちづくり政策課）

電力施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策「第3 電力施設」の定めに準ずる。

### 第4 ガス施設（総務課）

ガス施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策「第4 ガス施設」の定めに準ずる。

### 第5 電信・電話施設（総務課）

電信・電話施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策「第5 電信・電話施設」の定めに準ずる。

## 第6 廃棄物処理施設（町民課）

廃棄物処理施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節 ライフライン施設等の予防対策 「第6 廃棄物処理施設」の定めに基づき、



## 第9節 危険物施設等の予防対策

地震災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

### 第1 危険物施設（総務課・消防本部）

危険物施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 災害種別毎予防対策「第3 危険物等災害予防対策」の定めに準ずる。

### 第2 火薬類製造施設等（総務課・消防本部）

火薬類製造施設等の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 災害種別毎予防対策「第3 危険物等災害予防対策」の定めに準ずる。

### 第3 高圧ガス施設（総務課・消防本部）

高圧ガス施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 災害種別毎予防対策「第3 危険物等災害予防対策」の定めに準ずる。

### 第4 毒物・劇物貯蔵施設（総務課・消防本部）

毒物・劇物貯蔵施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 災害種別毎予防対策「第3 危険物等災害予防対策」の定めに準ずる。

資料6-4 危険物貯蔵取扱施設一覧

## 第10節 防災知識の普及

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、町職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の地震災害、水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

### 第1 防災知識の普及、徹底（総務課・まちづくり政策課・地域整備課・教育委員会）

防災知識の普及、徹底は、風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及 第1「1 町職員への防災知識の普及」、「2 住民への防災知識の普及」、「3 地域での防災知識の普及」、「4 ドライバーへの啓発」、「5 社会教育施設や防災拠点の活用」の定めに準ずる他、次の普及、啓発の徹底を図る。

#### 1 町職員への防災知識の普及

地震防災教育は、少なくとも次の事項を含む。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭及び地域における防災対策

#### 2 住民への防災知識の普及

- (1) 普及・啓発の実施

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 災害危険性に関する情報
  - ・各地域における避難対象地区
  - ・孤立する可能性のある地域内集落

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
- オ 避難行動に関する知識
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
  - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
  - ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例等
  - ・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識 等
  - ・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場、避難経路等の確認
  - ・各地域における避難指示等の伝達方法など
- カ 災害時にとるべき行動
- ・地震が発生した場合の出火防止
  - ・近隣の人々と協力して行う救助活動
  - ・自動車運行の自粛
  - ・その他避難情報の発令時に取るべき行動
  - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や、指定避難所等での行動など
  - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- キ 家庭内での予防・安全対策
- ・「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
  - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
  - ・自動車へのこまめな満タン給油
  - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
  - ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
  - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
  - ・出火防止等の対策の内容など
  - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること
- ク その他
- ・正確な情報入手の方法
  - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
  - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
  - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動など

## 第2 学校等教育機関における防災教育（教育委員会）

学校等教育機関における防災教育は、風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及「第2 学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

### **第3 町民の取組み**（総務課）

町民の取組みは、風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及 「第3 町民の取組み」の定めに準ずる。

### **第4 事業所における災害対策の普及指導**（総務課・まちづくり政策課）

事業所における災害対策の普及指導は、風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及 「第4 事業所における災害対策の普及指導」の定めに準ずる。

### **第5 防災指導員の養成**（総務課）

防災指導員の養成は、風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及 「第5 防災指導員の養成」の定めに準ずる。

### **第6 災害教訓の伝承**（総務課・社会教育課）

災害教訓の伝承は、風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及 「第6 災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

## 第 11 節 地震防災訓練の実施

町は、地震発生時に、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。

### 第 1 訓練の実施とフィードバック（総務課・各公共施設管理者）

訓練の実施とフィードバックは、風水害等災害対策編 第 2 章 第 6 節 防災訓練の実施「第 1 防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

### 第 2 町の防災訓練（総務課）

町の防災訓練は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 6 節 防災訓練の実施「第 2 町の防災訓練」の定めに準ずる。

### 第 3 消防訓練（消防本部・総務課）

消防訓練は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 6 節 防災訓練の実施「第 3 消防訓練」の定めに準ずる。

### 第 4 通信情報訓練（総務課）

通信情報訓練は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 6 節 防災訓練の実施「第 4 通信情報訓練」の定めに準ずる。

### 第 5 学校等の防災訓練（教育委員会・町民課・保健福祉課・財政課）

学校等の防災訓練は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 6 節 防災訓練の実施「第 5 学校等の防災訓練」の定めに準ずる。

### 第 6 企業等の防災訓練（総務課・まちづくり政策課）

企業等の防災訓練は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 6 節 防災訓練の実施「第 6 企業等の防災訓練」の定めに準ずる。

## 第12節 地域における防災体制

---

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、町は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

### 第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割（自主防災組織・総務課）

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、風水害等災害対策編 第2章 第7節 地域における防災体制 「第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

### 第2 自主防災組織の育成・指導（総務課）

自主防災組織の育成・指導は、風水害等災害対策編 第2章 第7節 地域における防災体制 「第2 自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

### 第3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、風水害等災害対策編 第2章 第7節 地域における防災体制 「第3 自主防災組織の活動」の定めに準ずる。

### 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、風水害等災害対策編 第2章 第7節 地域における防災体制 「第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」の定めに準ずる。

## 第13節 ボランティアのコーディネート

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努めている。

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

また、町と民間団体等との間で、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

### 第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割は、風水害等災害対策編 第2章 第8節 ボランティアのコーディネート「第1 ボランティアの役割」の定めに準ずる。

### 第2 災害ボランティア活動の環境整備（保健福祉課・社会福祉法人大郷町

社会福祉協議会）

災害ボランティア活動の環境整備は、風水害等災害対策編 第2章 第8節 ボランティアのコーディネート「第2 災害ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

### 第3 専門ボランティアの登録（宮城県）

専門ボランティアの登録は、風水害等災害対策編 第2章 第8節 ボランティアのコーディネート「第3 専門ボランティアの登録」の定めに準ずる。

### 第4 一般ボランティアのコーディネート体制（保健福祉課・社会福祉法人大郷町

社会福祉協議会）

一般ボランティアのコーディネート体制は、風水害等災害対策編 第2章 第8節 ボランティアのコーディネート「第4 一般ボランティアのコーディネート体制」の定めに準ずる。

### 第5 日本赤十字社宮城県支部・仙台地区大郷町分区の赤十字防災ボランティア

センター設置（保健福祉課・日本赤十字宮城県支部）

日本赤十字社宮城県支部・仙台地区大郷町分区の赤十字防災ボランティアセンター設置は、風水害等災害対策編 第2章 第8節 ボランティアのコーディネート「第5 日本赤十字社宮城県支部・仙台地区大郷町分区の赤十字防災ボランティアセンター設置」の定めに準ずる。

## 第14節 企業等の防災対策の推進

---

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

町は、防災関係機関と協力して防災組織の結成と地域と連携した実践的な訓練の実施について指導を行う。

### 第1 企業等の役割

企業等の役割は、風水害等災害対策編 第2章 第9節 企業等の防災対策の推進「第1 企業等の役割」の定めに準ずる他、次の対策を講じる。

#### 1 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

### 第2 町の役割

町の役割は、風水害等災害対策編 第2章 第9節 企業等の防災対策の推進「第2 町の役割」の定めに準ずる。

### 第3 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、風水害等災害対策編 第2章 第9節 企業等の防災対策の推進「第3 企業等の防災組織」の定めに準ずる。



## 第15節 地震調査研究等の推進

町は、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきている地震に関する調査研究について、これらの情報の早期入手に努め、総合的に推進する。

### 第1 県における調査

#### 1 地震地盤図の作成(昭和54～58年度)

#### 2 地震被害想定調査等の実施

- (1) 第一次地震被害想定調査(昭和59～61年度)
- (2) 第二次地震被害想定調査(平成7～8年度)
- (3) 第三次地震被害想定調査(平成14～15年度)
- (4) 第四次地震被害想定調査(平成22～23年度東日本大震災の発生により中止)
- (5) 第五次地震被害想定調査(令和3年度から実施中)

#### 3 津波被害想定調査の実施

- (1) 津波被害想定調査(昭和59～61年度)
- (2) 津波浸水域予測図の作成(平成14～15年度)

#### 4 主要活断層の調査

- (1) 長町～利府線断層帯(平成7～12年度)
- (2) 仙台平野南部地域地下構造調査(平成14～16年度)

### 第2 調査研究の連携強化

観測・情報網の充実、地震対策の調査研究について、平成15年に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などを中心に産学官の連携体制(ネットワーク)を整備し、地域の地震防災力の向上を図る。

### 第3 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は町に報告するよう努める。

県又は町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

### 第4 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資することから、県及び町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて広く情報発信・共有するよう努める。

## 第16節 情報通信網の整備

大規模震災時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、放送機関については、被害状況の報道、町民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努める。

### 第1 町における災害通信網の整備（総務課・まちづくり政策課）

町における災害通信網の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第10節 情報通信網の整備「第1 町における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

資料7-3 防災行政無線局一覧

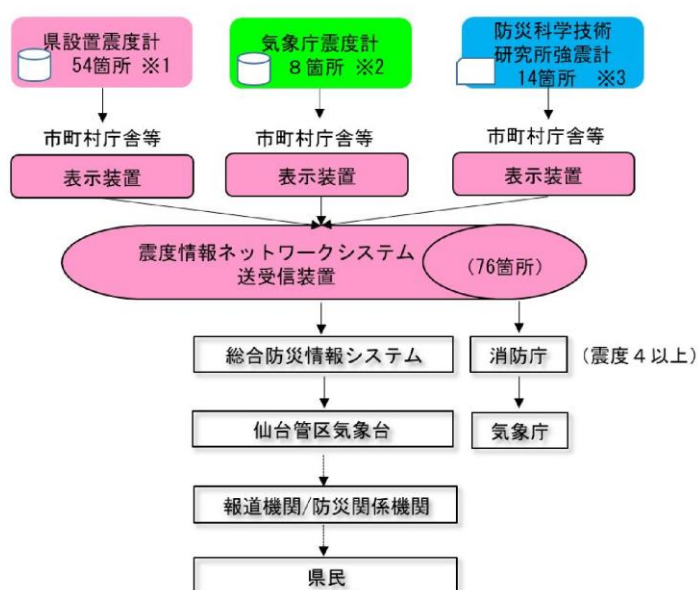
### 第2 県における災害通信網の整備

県における災害通信網の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第10節 情報通信網の整備「第2 県における災害通信網の整備」の定めに準ずる他、次のシステムの機能拡充に努める。

#### 1 震度情報ネットワークシステムの整備

町は、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動を図るため、即時に震度情報を収集する県の震度情報ネットワークシステムの活用を図る。県は、今後、さらに仙台管区気象台などの関係機関と連携し、システムの機能充実に努める。

震度情報ネットワークシステム概要図



## 第17節 職員の配備体制

町内において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、町は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期す。

このため、町は、平常時から組織ごとの動員・配備計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

### 第1 町の配備体制（総務課）

町の配備体制は、風水害等災害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制「第1 町の配備体制」の定めに準ずる他、次の配備体制を執る。

#### 1 配備体制の明確化

町は、町域において震度4以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。

また、町域で震度6弱以上を観測する地震が発生したときには、町災害対策本部を自動的に設置する。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

### 第2 防災担当職員の育成（総務課）

防災担当職員の育成は、風水害等災害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制「第2 防災担当職員の育成」の定めに準ずる。

### 第3 人材確保対策（総務課）

人材確保対策は、風水害等災害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制「第3 人材確保対策」の定めに準ずる。

### 第4 感染症対策（総務課）

職員の感染症対策は、風水害等災害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制「第4 感染症対策」の定めに準ずる。

### 第5 応急活動のためのマニュアルの整備（総務課）

応急活動のためのマニュアルの整備は、風水害等災害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制「第5 応急活動のためのマニュアルの整備」の定めに準ずる。

## 第6 業務継続計画(BCP) (関係各課)

業務継続計画(BCP)は、風水害等災害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制 「第6 業務継続計画(BCP)」の定めに準ずる。

## 第 18 節 防災拠点等の整備・充実

地震災害時における防災対策を推進するうえで重要となる防災拠点等について、町は、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図る。

また、地震災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

### 第 1 防災拠点の整備及び連携（総務課・まちづくり政策課・財政課）

防災拠点の整備及び連携は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 12 節 防災拠点等の整備・充実「第 1 防災拠点の整備及び連携」の定めに準ずる。

### 第 2 防災拠点機能の確保・充実（総務課）

防災拠点機能の確保・充実は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 12 節 防災拠点等の整備・充実「第 2 防災拠点機能の確保・充実」の定めに準ずる。

### 第 3 臨時ヘリポートの整備（総務課）

臨時ヘリポートの整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 12 節 防災拠点等の整備・充実「第 3 臨時ヘリポートの整備」の定めに準ずる。

### 第 4 防災用資機材等の整備・充実（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・財政課）

防災用資機材等の整備・充実は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 12 節 防災拠点等の整備・充実「第 4 防災用資機材等の整備・充実」の定めに準ずる。

### 第 5 防災用資機材の確保対策（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・財政課）

防災用資機材の確保対策は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 12 節 防災拠点等の整備・充実「第 5 防災用資機材の確保対策」の定めに準ずる。

資料 3-17 （公社）災害時相互応援計画〔日本水道協会宮城県支部〕

資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定〔大郷地区建設災害防止協議会〕

資料 3-20 大規模災害時における協力に関する協定書

〔三井住建道路（株）東北支店宮城営業所〕

資料 3-21 災害時の応急措置の協力について〔（株）小野建設ほか 8 社〕

資料 3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書

〔コマツレンタル（株）〕

資料 3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕

資料 3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書〔みやぎ生活協同組合〕

資料3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書

〔黒川地区内1市2町1村・新みやぎ農業協同組合〕

資料3-27 災害時における支援協力に関する協定書

〔黒川地区内1市2町1村・白石食品工業（株）仙台工場〕

資料3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書〔コカ・コーラボトラーズジャパン（株）〕

## 第19節 相互応援体制の整備

大規模地震発生時には、その業務量と時間的制約等により、町だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に努める。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

### 第1 相互応援体制の整備（総務課）

相互応援体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第13節 相互応援体制の整備 「第1 相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

### 第2 市町村間の相互応援協定の締結等（総務課）

市町村間の相互応援協定の締結等は、風水害等災害対策編 第2章 第13節 相互応援体制の整備 「第2 市町村間の相互応援協定の締結等」の定めに準ずる。

- 資料3-1 富谷市、大和町、大衡村、大郷町消防相互応援協定書
- 資料3-2 宮城「館」防災に関する相互応援協定
- 資料3-3 消防相互応援協定書〔色麻町、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-4 消防相互応援協定書〔大崎地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-5 消防相互応援協定書〔旧三本木町、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-6 消防相互応援協定書〔陸上自衛隊大和駐とん地、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-7 災害時における宮城県市町村相互応援協定書
- 資料3-9 災害時相互援助に関する協定書〔北海道清水町〕
- 資料3-10 災害時相互援助に関する協定書〔山形県舟形町〕
- 資料3-11 災害時相互援助に関する協定〔東京都青梅市〕

### 第3 県による応援体制の整備への協力（総務課）

県による応援体制の整備への協力は、風水害等災害対策編 第2章 第13節 相互応援体制の整備 「第3 県による応援体制の整備への協力」の定めに準ずる。

### 第4 消防機関における消防相互応援体制等の整備（消防本部・総務課）

消防機関における消防相互応援体制等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第13節 相互応援体制の整備 「第4 消防機関における消防相互応援体制等の整備」の定めに準ずる。

- 資料3-12 宮城県広域消防相互応援協定書

資料 3-13 宮城県広域航空消防応援協定書

資料 3-14 宮城県内航空消防応援協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び  
(広域)行政事務組合管理者〕

資料 3-15 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害における広域航空消防応援に  
関する協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合管理者〕

## 第 5 他都道府県との応援体制の整備 (総務課)

他都道府県との応援体制の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 5 他都道府県との応援体制の整備」の定めに準ずる。

## 第 6 緊急消防援助隊の受援体制の整備 (総務課)

緊急消防援助隊の受援体制の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 6 緊急消防援助隊の受援体制の整備」の定めに準ずる。

## 第 7 非常時連絡体制の確保 (総務課)

非常時連絡体制の確保は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 7 非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

## 第 8 資機材及び施設等の相互利用 (総務課)

資機材及び施設等の相互利用は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 8 資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

## 第 9 救援活動拠点の確保 (総務課)

救援活動拠点の確保は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 9 救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

## 第 10 関係団体との連携強化 (総務課)

関係団体との連携強化は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 10 関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

## 第 11 その他の応援協定、覚書 (総務課)

その他の応援協定、覚書は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 13 節 相互応援体制の整備「第 11 その他の応援協定、覚書」の定めに準ずる。

資料 3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定〔大郷地区建設災害防止協議会〕

資料 3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書  
〔(株)丹勝〕



- 資料3-20 大規模災害時における協力に関する協定書  
〔三井住建道路（株）東北支店 宮城営業所〕
- 資料3-21 災害時の応急措置の協力について〔（株）小野建設ほか8社〕
- 資料3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書  
〔コマツレンタル（株）〕
- 資料3-23 除雪作業の応援又は協力に関する覚書〔（株）丹勝〕
- 資料3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書  
〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕
- 資料3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
〔みやぎ生活協同組合〕
- 資料3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書  
〔黒川地区1市2町1村、新みやぎ農業協同組合〕
- 資料3-27 災害時における支援協力に関する協定書  
〔黒川地区1市2町1村、白石食品工業（株）仙台工場〕
- 資料3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書  
〔コカ・コーラボトラーズジャパン（株）〕
- 資料3-29 災害時における隊友会の協力に関する協定  
〔公益社団法人 隊友会宮城県隊友会大郷支部〕
- 資料3-30 災害時における大郷町内郵便局大郷町間の協力に関する覚書〔町内郵便局〕
- 資料3-31 電力設備災害復旧に関する協定書〔東北電力ネットワーク株式会社〕
- 資料3-32.1 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書  
〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕
- 資料3-32.2 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に  
関する協定書〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕
- 資料3-38 災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書  
〔有限会社今生農材〕、〔一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会〕

## 第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

### 第1 町の医療救護体制の整備（総務課・保健福祉課・黒川郡医師会等）

町の医療救護体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第1 町の医療救護体制の整備」の定めに準ずる。

### 第2 県の医療救護体制（保健福祉課）

県の医療救護体制は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第2 県の医療救護体制」の定めに準ずる。

### 第3 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）等（保健福祉課）

災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）等は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第3 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）等」の定めに準ずる。

### 第4 在宅要医療患者の医療救護体制（保健福祉課）

在宅要医療患者の医療救護体制は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第4 在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

### 第5 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備（保健福祉課・総務課・消防本部）

医療救護体制に係る情報連絡体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第5 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備」の定めに準ずる。

### 第6 医薬品等の備蓄・供給体制（保健福祉課・総務課）

医薬品等の備蓄・供給体制は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第6 医薬品等の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

### 第7 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施（保健福祉課）

医療救護活動に係わる研修や訓練の実施は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第7 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施」の定めに準ずる。

## 第8 福祉支援体制の整備（保健福祉課）

福祉支援体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備「第8 福祉支援体制の整備」の定めに準ずる。

## 第 21 節 火災予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。町及び消防本部は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

### 第 1 出火防止、火災予防の徹底（総務課・消防本部）

出火防止、火災予防の徹底は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 22 節 災害種別毎予防対策 第 1 火災予防対策 「2 防災活動の促進」、 「6 火災予防措置」 の定めに準ずる。

### 第 2 消防力の強化（総務課・消防本部）

消防力の強化は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 22 節 災害種別毎予防対策 第 1 火災予防対策 「1 情報の収集・伝達体制の整備」、 「3 消防組織の充実強化」、 「4 消防力の強化」、 「5 消防団の育成」 の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

#### 1 車両及び資機材等の整備促進

町及び消防本部は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、第 5 次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

### 第 3 消防水利の整備（総務課）

消防水利の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 22 節 災害種別毎予防対策 第 1 火災予防対策 「4 消防力の強化」 の定めに準ずる。

### 第 4 消防計画の充実強化（総務課・消防本部）

消防計画の充実強化は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 22 節 災害種別毎予防対策 第 1 火災予防対策 「7 消防計画の充実強化」 の定めに準ずる。

## 第 22 節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、町はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### 第 1 緊急輸送ネットワークの形成（総務課）

緊急輸送ネットワークの形成は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 15 節 緊急輸送体制の整備 「第 1 緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

### 第 2 緊急輸送道路の確保（地域整備課・県警察本部）

緊急輸送道路の確保は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 15 節 緊急輸送体制の整備 「第 2 緊急輸送道路の確保」の定めに準ずる。

### 第 3 臨時ヘリポートの確保（総務課）

臨時ヘリポートの確保は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 15 節 緊急輸送体制の整備 「第 3 臨時ヘリポートの確保」の定めに準ずる。

### 第 4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備（総務課）

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 災害予防対策 第 15 節 緊急輸送体制の整備 「第 4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」の定めに準ずる。

### 第 5 緊急輸送体制（総務課）

緊急輸送体制は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 15 節 緊急輸送体制の整備 「第 5 緊急輸送体制」の定めに準ずる。

## 第23節 避難対策

大規模地震災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難路等の整備等、災害発生後に住民や外来者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉の連携により、高齢者等の要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

### 第1 徒歩避難の原則の周知（総務課）

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努める。

### 第2 避難誘導體制（総務課・大和警察署・交通指導隊員・消防団・施設管理者）

避難誘導體制は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策「第1 避難誘導體制」の定めに準ずる。

### 第3 指定緊急避難場所の確保（総務課）

指定緊急避難場所の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策「第3 指定緊急避難場所の確保」の定めに準ずる。

### 第4 避難路の確保（地域整備課・総務課）

避難路の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策「第4 避難路の確保」の定めに準ずる。

### 第5 避難路等の整備（地域整備課・総務課・財政課）

避難路等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策「第5 避難路等の整備」の定めに準ずる。

### 第6 避難誘導體制の整備（総務課・保健福祉課・まちづくり政策課）

避難誘導體制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策「第6 避難誘導體制の整備」の定めに準ずる。

**第7 避難行動要支援者の支援方策**（総務課・町民課・保健福祉課・施設管理者）

避難行動要支援者の支援方策は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策 「第7 避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

**第8 教育機関における対応**（教育委員会・保健福祉課・町民課）

教育機関における対応は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策 「第8 教育機関における対応」の定めに準ずる。

**第9 避難計画の策定**（総務課・保健福祉課）

避難計画の策定は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策 「第9 避難計画の策定」の定めに準ずる。

**第10 避難に関する広報**（総務課・まちづくり政策課）

避難に関する広報は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 避難対策 「第10 避難に関する広報」の定めに準ずる。

## 第 24 節 避難受入れ対策

大規模地震災害発生時には、地震あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町では事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

### 第 1 避難所の確保（総務課・社会教育課・公共施設管理者）

避難所の確保は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 1 避難所の確保」の定めに準ずる。

資料 6-2 指定避難所一覧

### 第 2 避難の長期化対策（保健福祉課）

避難の長期化対策は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 2 避難の長期化対策」の定めに準ずる。

### 第 3 避難所における愛護動物の対策（町民課）

避難所における愛護動物の対策は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 3 避難所における愛護動物の対策」の定めに準ずる。

### 第 4 応急仮設住宅対策（地域整備課・総務課・まちづくり政策課）

応急仮設住宅対策は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 4 応急仮設住宅対策」の定めに準ずる。

### 第 5 帰宅困難者対策（総務課・保健福祉課）

帰宅困難者対策は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 5 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

### 第 6 被災者等への情報伝達体制等の整備（総務課）

被災者等への情報伝達体制等の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 6 被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる。

### 第 7 孤立集落対策（総務課）

孤立集落対策は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 17 節 避難受入れ対策「第 7 孤立集落対策」の定めに準ずる。



## 第 25 節 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

### 第 1 町民等のとるべき措置（総務課）

町民等のとるべき措置は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 18 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 「第 1 町民等のとるべき措置」の定めに準ずる。

### 第 2 食料及び生活物資等の供給計画の策定（総務課）

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 18 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 「第 2 食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

### 第 3 食料及び生活物資等の備蓄（総務課・県）

食料及び生活物資等の備蓄は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 18 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 「第 3 食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

資料 3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書  
〔コマツレンタル(株)〕

### 第 4 食料及び生活物資等の調達体制（町民課・保健福祉課・農政商工課）

食料及び生活物資等の確保調達体制は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 18 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 「第 4 食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

### 第 5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備（町民課・総務課）

食料及び生活物資等の輸送体制の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 18 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 「第 5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備」の定めに準ずる。

### 第 6 燃料の確保（財政課・総務課）

燃料の確保は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 18 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 「第 6 燃料の確保」の定めに準ずる。

## 第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

---

大規模地震災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町は、その対策について整備しておく。

### 第1 高齢者、障がい者等への対応（保健福祉課・教育委員会・

社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

高齢者、障がい者等への対応は、風水害等災害対策編 第2章 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 「第1 高齢者、障がい者等への対応」の定めに準ずる。

・資料7-5 大郷町避難行動要支援者避難支援計画

### 第2 外国人への支援対策（総務課・町民課・まちづくり政策課）

外国人への支援対策は、風水害等災害対策編 第2章 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 「第2 外国人への支援対策」の定めに準ずる。

### 第3 旅行者への支援対策（農政商工課）

旅行者への支援対策は、風水害等災害対策編 第2章 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 「第3 旅行者への支援対策」の定めに準ずる。

## 第 27 節 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

### 第 1 複合災害の応急対策への備え（総務課）

複合災害の応急対策への備えは、風水害等災害対策編 第 2 章 第 20 節 複合災害対策「第 1 複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

### 第 2 複合災害に関する防災活動（総務課）

複合災害に関する防災活動は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 20 節 複合災害対策「第 2 複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

## 第 28 節 災害廃棄物対策

---

大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、黒川地域行政事務組合と連携し、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

### 第 1 処理体制（町民課・黒川地域行政事務組合・事業者）

処理体制は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 21 節 災害廃棄物対策 「第 1 処理体制」の定めに準ずる。

### 第 2 主な措置内容（町民課）

主な措置内容は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 21 節 災害廃棄物対策 「第 2 主な措置内容」の定めに準ずる。

## 第 29 節 積雪寒冷地域における地震災害予防

本町においては大規模な雪害は想定されにくいですが、積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第 1 除雪体制等の整備（地域整備課・総務課・各公共施設管理者・農政商工課）

除雪体制等の整備は、風水害等災害対策編 第 2 章 第 1 節 風水害等に強いまちづくり「第 3 風雪害予防対策」の定めに準ずる。

資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定〔大郷地区建設災害防止協議会〕

資料 3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書  
〔（株）丹勝〕

資料 3-23 除雪作業の応援又は協力に関する覚書〔（株）丹勝〕



## 第3章 災害応急対策





## 第3章 災害応急対策

本計画は、県防災計画に基づき、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで、被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことの無いような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる。

### 第1節 情報の収集・伝達

地震の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

#### 第1 緊急地震速報（総務課）

##### 1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて放送する。また、最大震度3以上、又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

##### 2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く住民等への提供する。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達を行う。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

### 3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

そのため町は下記の内容を町民等へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</li> </ul>
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 第2 地震情報（総務課）

仙台管区気象台は、観測した地震・津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

### 1 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

## (1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

## 2 仙台管区気象台からの情報の伝達

### (1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、大津波警報、津波警報又は注意報（以下「津波警報等」という。）、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達する。

緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接町等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。

### (2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

## 3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

## 4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

(1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の提供に努めるよう留意する。

(2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

## 5 地震情報等の伝達（町全課局館）

地震情報等の伝達は、風水害等災害対策編 第3章 第1節 防災気象情報の伝達「第3 気象予警報等の伝達」の定めに準ずる。

## 第3 災害情報の収集・伝達（町全課局館）

### 1 地震発生直後の被害の収集・伝達

地震発生直後の被害の収集・伝達は、風水害等災害対策編 第3章 第2節 情報の収集・伝達 第1 [1 被害の収集・伝達] の定めに準ずる。

### 2 被害状況の調査（町全課局館）

被害状況の調査は、風水害等災害対策編 第3章 第2節 情報の収集・伝達 第1 「2 被害状況の調査」の定めに準ずる。

資料3-29 災害時における隊友会の協力に関する協定

〔公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部〕

資料3-30 災害時における大郷町内郵便局大郷町間の協力に関する覚書〔町内郵便局〕

資料3-31 電力設備災害復旧に関する協定書〔東北電力ネットワーク株式会社〕

資料 1-4 大郷町防災会議委員

資料 3-38 災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書〔有限会社今生農材〕、  
〔一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会〕

### 3 情報等の伝達（町全課局館）

情報等の伝達は、風水害等災害対策編 第3章 第2節 情報の収集・伝達 第1 「3 情報等の伝達」の定めに準ずる。

### 第4 災害情報等の交換（町全課局館）

災害情報等の交換は、風水害等災害対策編 第3章 第2節 情報の収集・伝達 第1 「4 災害情報等の交換」の定めに準ずる。

資料 3-16 災害時の情報交換に関する協定〔国土交通省東北地方整備局〕

資料 3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書  
〔（株）丹勝〕

資料 7-1 市町村被害状況報告要領

### 第5 通信・放送手段の確保（総務課・まちづくり政策課・消防本部）

通信・放送手段の確保は、風水害等災害対策編 第3章 [第3節 通信・放送施設の確保]の定めに準ずる。

資料 7-3 防災行政無線局一覧

資料 7-4 災害用伝言ダイヤル

## 第2節 災害広報活動

---

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

### 第1 社会的混乱の防止（総務課・まちづくり政策課・消防団）

社会的混乱の防止は、風水害等災害対策編 第3章 第4節 災害広報活動「第1 社会的混乱の防止」の定めに準ずる。

### 第2 広報活動（総務課・まちづくり政策課）

広報活動は、風水害等災害対策編 第3章 第4節 災害広報活動「第2 広報活動」の定めに準ずる。

### 第3 広聴活動（総務課・まちづくり政策課）

広聴活動は、風水害等災害対策編 第3章 第4節 災害広報活動「第3 広聴活動」の定めに準ずる。

### 第4 報道機関への発表（総務課・まちづくり政策課）

報道機関への発表は、風水害等災害対策編 第3章 第4節 災害広報活動「第4 報道機関への発表」の定めに準ずる。

### 第5 安否情報（総務課・保健福祉課・まちづくり政策課・社会教育課）

安否情報の広報活動は、風水害等災害対策編 第3章 第4節 災害広報活動「第5 安否情報」の定めに準ずる。

## 第3節 防災活動体制

大規模地震が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町は、大規模地震を覚知したならば、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想される余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、町は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

### 第1 初動対応の基本的考え方

町及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

### 第2 職員の配備体制（総務課）

町内で地震災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。

なお、災害の規模によって、災害対策本部の設置に必要な職員の参集に時間を要したり、本部設置以前に早急な行動を必要とする場合には、活動可能な職員のみで初動体制を確立し、速やかな活動を開始する。

#### 1 警戒配備(0号)

町内で震度4を観測する地震が発生した場合、又は警戒本部設置前において、総務課長が必要と認めた場合、必要な人員をもって警戒配備体制(0号)を敷く。

#### 2 特別警戒配備(1号)

町内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生したときは、又は、特に町長が必要と認めたときは、大郷町警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。

#### 3 特別警戒配備(2号)

町内で震度5弱もしくは震度5強を観測する地震が発生したとき、又は、特に町長が必要と認めたときは、大郷町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。

#### 4 非常配備(3号)

町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、大郷町災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

#### 5 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要

と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。

## 6 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震等を覚知した場合、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

## 第3 配備指令の伝達及び動員体制（町全課局館）

警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については、事前に各課等でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の伝達職員についても定める。

なお、動員に当たっては町の各課等において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

### 1 勤務時間内における動員方法

#### (1) 連絡体制

災害対策本部が設置される場合は災害の状況により配備体制を決め各部長に庁内放送を通じ指令する。

#### (2) 活動体制への移行

各部長等は直ちに所属職員に連絡し、大郷町災害対策本部活動要領による各部の活動体制をとる。

#### (3) 参集場所

各職員が所属場所で初動活動を行う。地域拠点、現地対策本部には、本部から応援を派遣する。

### 2 勤務時間外の動員方法

#### (1) 連絡体制

ア 地震発生後、職員は自らテレビ・ラジオ等から情報を収集し、緊急配備体制に基づき、該当する職員は速やかに参集する。

イ 地震発生後、参集までに時間を要する職員は、その旨を所属部長に連絡する。

ウ 一定時間を経過しても連絡がなく、参集しない職員に対しては、所属部長が連絡し、安否の確認や参集の可否、参集可能時刻等を確認する。

#### (2) 非常招集の方法

ア 大規模な地震災害が起こった場合の職員の動員については、通信の途絶のため伝達の困難と交通の途絶のため登庁に時間を要すること等を考慮し、町内在住の職員及び町外の者であっても徒歩・自転車・バイクでの登庁の可能な職員について、日常から所要時間、経路等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに登庁する。

イ 通信網の途絶により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、全員に配備指令が出されたものとする。

#### (3) 各関係課長等による時間外の配備要員に対する連絡方法は次のとおりとする。

##### ア 勤務時間外における職員への連絡方法

各課長等は、課所属の各係長名、住所、連絡方法を把握しておき、また、各係長は所属職員の住所及び連絡方法を把握し直ちに動員できるよう措置する。

##### イ 庁舎警備員による非常伝達

庁舎警備員は異常気象通報又は災害発生情報を覚知したときは、総務課長又は防災担当者



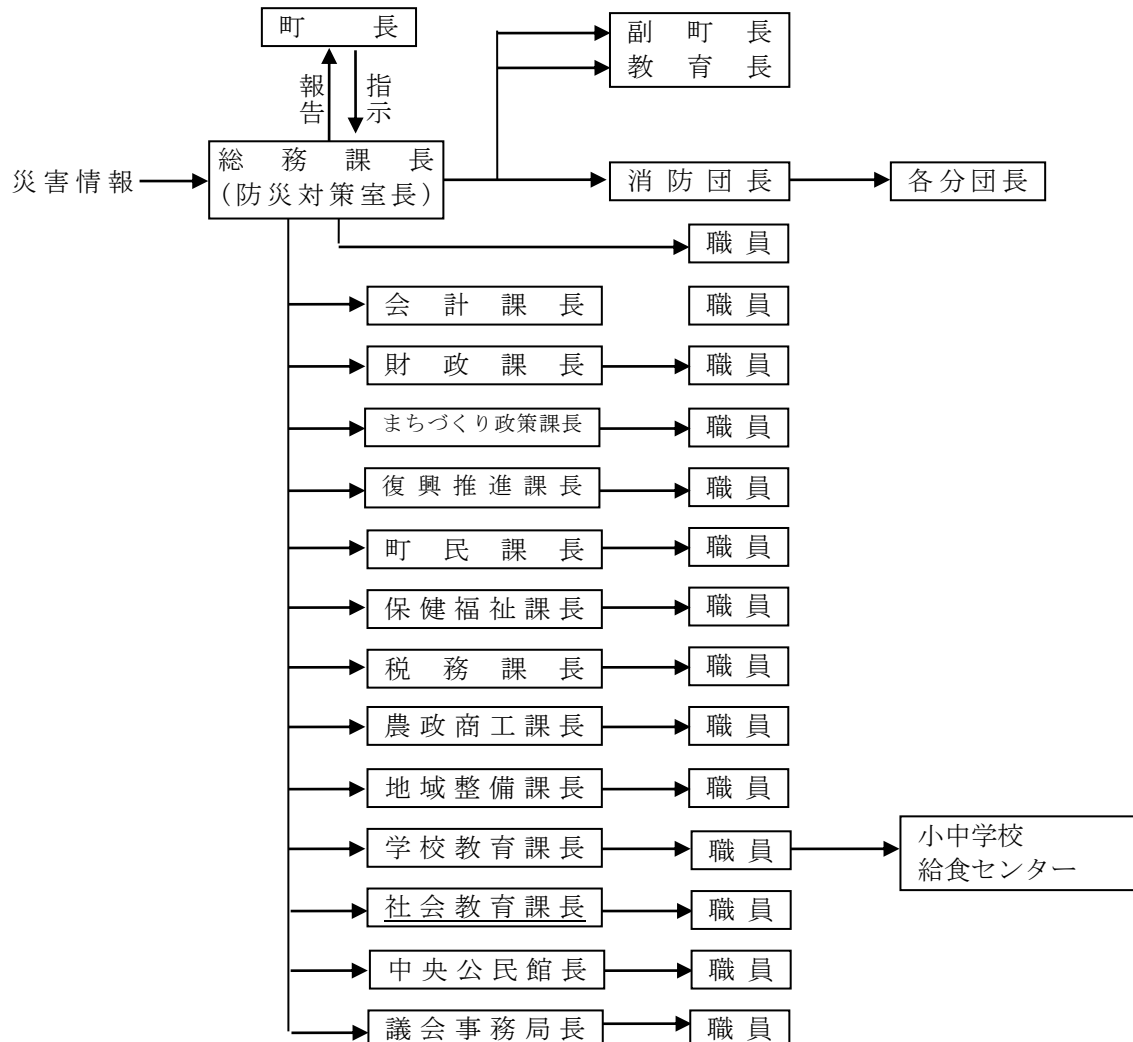
に連絡して指示をおおぎ、必要に応じて関係課長等に連絡する。

ウ 各関係者に連絡すべき情報

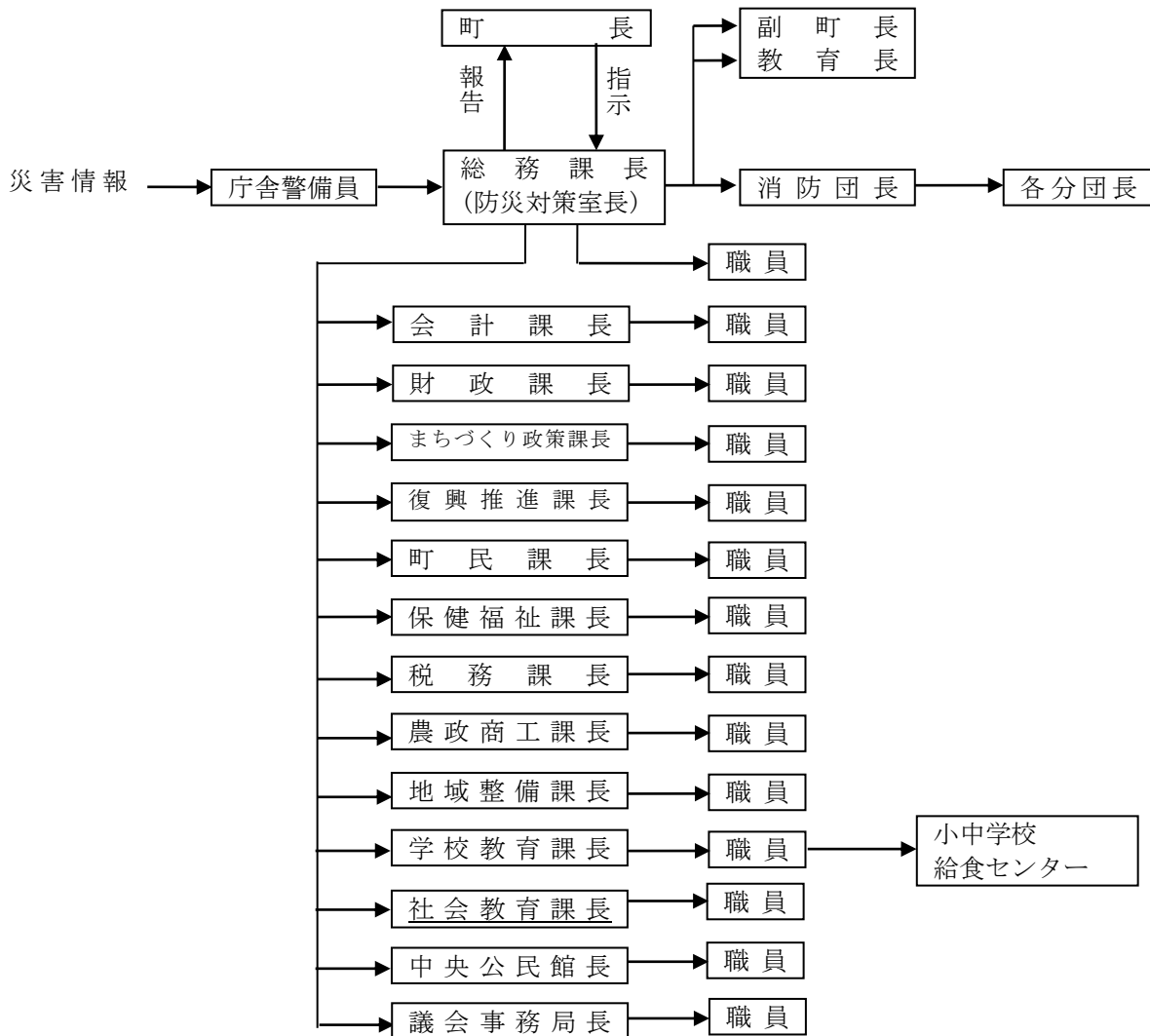
- (ア) 災害発生のおそれのある地震情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 地震災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 地震災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。なお、警備員宿直室には、町長、副町長、教育長、総務課長及び町職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておく。

【 配備指令の伝達系統 】

○勤務時間内



○勤務時間外



#### 第4 警戒配備体制（町長・総務課）

警戒配備体制は、風水害等災害対策編 第3章 第5節 防災活動体制「第5 警戒配備体制」の定めに基づき、

#### 第5 災害対策本部等の運用（町長・総務課）

町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、又は町内に特別警報（地震）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

職員の配備は、地震災害規模と災害情報を基準として、各自が判断する自動配備とする。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

災害対策本部等、各配備体制の運用基準等については次のとおりである。

## 1 地震発生時の緊急配備体制

区分	配備体制	配備の基準（自動配備）	活動内容	配備人員
警戒配備体制 (体制長：総務課長)	警戒体制 警戒（第0号）配備	1 町内で震度4の地震が観測されたとき。 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。	総務課、地域整備課の所要人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課 地域整備課 各課所要人員
特別警戒本部 (本部長：町長)	特別警戒配備 第1号配備	1 町内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	全課長等及び総務課、地域整備課、農政商工課の所要人員及び社会育課の指定職員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により第2号配備体制に移行できる体制とする。	全課長等 総務課 地域整備課 農政商工課 各課所要人員 及び社会教育課の指定職員
	特別警戒配備 第2号配備	1 町内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	全課局館係長以上、総務課、地域整備課、農政商工課、社会教育課の所要人員及び情報調査員で情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により非常配備（災害対策本部の設置）に移行できる体制とする。	全課局館係長以上 総務課 地域整備課 農政商工課 社会教育課 各課所要人員 及び情報調査員
災害対策本部 (本部長：町長)	非常配備 第3号配備	1 町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 町内に特別警報※が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき。 ※緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。	全職員

資料1-3 大郷町災害対策本部条例

## 第6 災害対策本部の設置（町長・総務課）

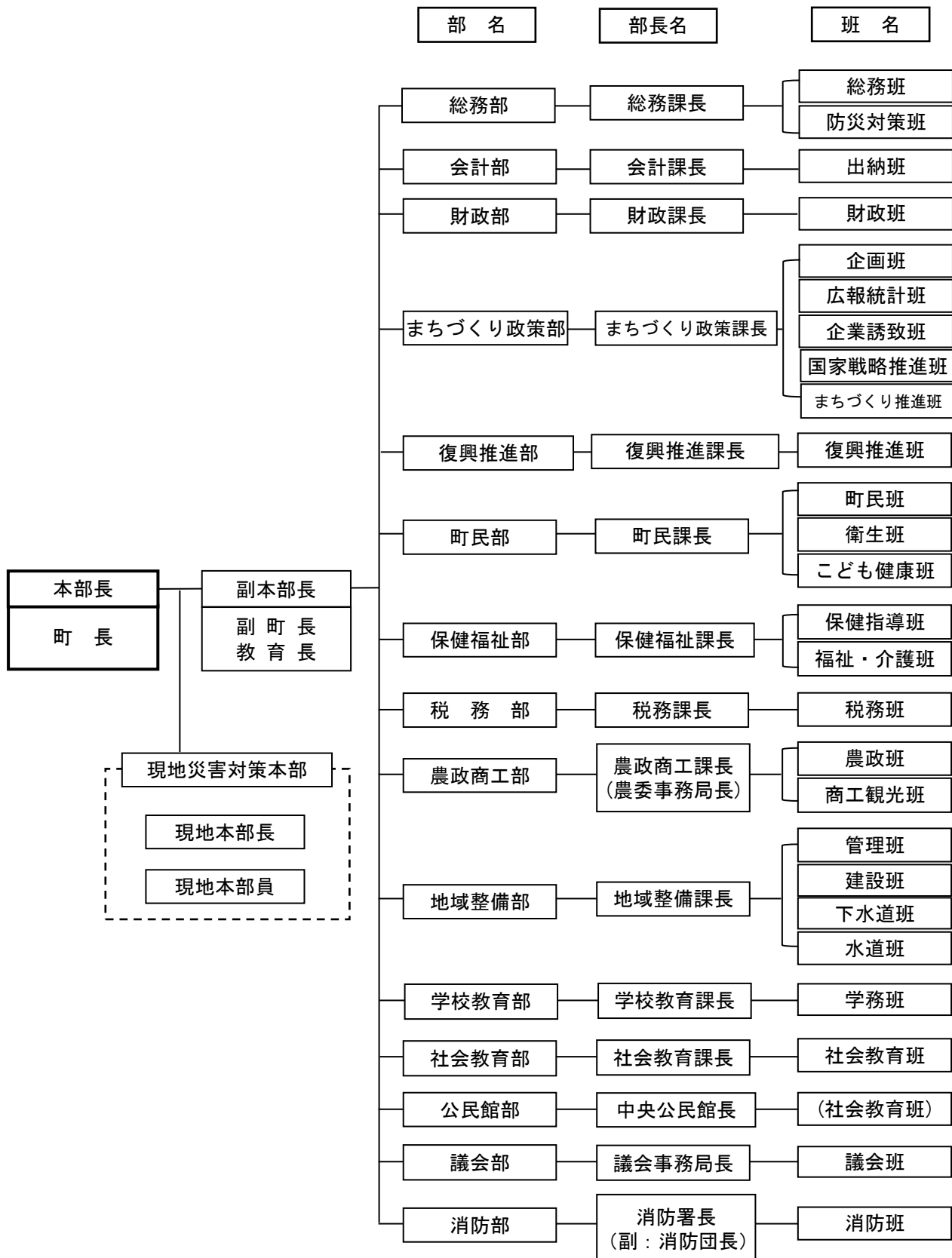
## 1 非常配備体制（3号）

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、前記した町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたときは、「大郷町災害対策本部活動要領」により大郷町災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷く。ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被

災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進する。

【 別表 災害対策本部体制 】



## 2 災害対策本部の組織

- (1) 本部に本部長、副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- (2) 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部の職員を指揮監督する。
- (3) 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 本部に部及び部長を置き、各部長は前掲配備編成に掲げる者をもって充てる。
- (5) 本部に本部員会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成する。
- (6) 災害対策本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、本部長が指名する現地本部長及び現地本部員を置く。
- (7) 現地本部長は副本部長又は本部員の中から、現地本部員は本部員の中から指名する。

## 3 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

## 4 情報連絡員

各課に情報連絡員を置き、所属課に関する情報等の連絡事務を行う。

## 5 設置及び廃止基準

### (1) 設置基準

- ア 町内に特別警報<sup>\*</sup>が発表されたとき。
- イ 地震災害が発生し、又は地震災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき。

<sup>\*</sup>緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。

### (2) 廃止基準

- ア 本部長は、災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における応急措置が概ね完了したときは、本部を閉鎖する。
- イ 災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。

### (3) 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、防災行政無線（同報）放送、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

### (4) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎2階応接室とするが、庁舎の被災状況により使用できない場合は、状況に応じて代替場所に設置する。

なお、災害対策本部長の職務は、町長が不在のときは副町長が代行し、副町長が不在のときは教育長が代行する。警戒本部長の代行も同様とする。

## 6 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

## 7 市町村間の応援協定

町長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

資料 1-3.1 大郷町災害対策本部条例

資料 1-3.2 災害対策本部事務分掌

## 第7 消防機関等の活動（総務課・消防本部・消防団）

消防機関等の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第5節 防災活動体制 「第7 消防機関等の活動」の定めに準ずる。

## 第8 県、国及び関係機関との連携（総務課）

県、国及び関係機関との連携は、風水害等災害対策編 第3章 第5節 防災活動体制 「第8 県、国及び関係機関との連携」の定めに準ずる。

## 第9 複合災害発生時の体制（総務課）

複合災害発生時の体制は、風水害等災害対策編 第3章 第5節 防災活動体制 「第9 複合災害発生時の体制」の定めに準ずる。

## 第4節 相互応援活動

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関等と相互に応援協力し、連携を図りながら、防災活動に万全を期す。

### 第1 市町村間の相互応援活動（総務課）

市町村間の相互応援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動「第1 市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

### 第2 消防機関の相互応援活動（総務課・消防本部・消防団）

消防機関の相互応援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動「第2 消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

### 第3 緊急消防援助隊の応援活動（総務課・消防本部・消防団）

緊急消防援助隊の応援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動「第3 緊急消防援助隊の応援活動」の定めに準ずる。

資料3-1 大和町、大衡村、富谷市、大郷町消防相互応援協定書

資料3-2 宮城「館」防災に関する相互応援協定

資料3-3 消防相互応援協定書〔色麻町、黒川地域行政事務組合〕

資料3-4 消防相互応援協定書〔大崎地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合〕

資料3-5 消防相互応援協定書〔旧三本木町、黒川地域行政事務組合〕

資料3-6 消防相互応援協定書〔陸上自衛隊大和駐とん地、黒川地域行政事務組合〕

資料3-7 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

資料3-9 災害時相互援助に関する協定書〔北海道清水町〕

資料3-10 災害時相互援助に関する協定書〔山形県舟形町〕

資料3-11 災害時相互援助に関する協定〔東京都青梅市〕

資料3-12 宮城県広域消防相互応援協定書

資料3-13 宮城県広域航空消防応援協定書

資料3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

### 第4 地域内の防災関係機関の応援協力（総務課）

地域内の防災関係機関の応援協力は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動「第4 地域内の防災関係機関の応援協力」の定めに準ずる。

### 第5 広域的な応援体制（総務課）

広域的な応援体制は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動「第5 広域的な応援体制」の定めに準ずる。

## **第6 受入体制の確保**（総務課）

受入体制の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動 「第6 受入体制の確保」の定めに準ずる。

## **第7 他県等への応援体制**（総務課・宮城県）

他県等への応援体制は、風水害等災害対策編 第3章 第7節 相互応援活動 「第7 他県等への応援体制」の定めに準ずる。



## 第5節 災害救助法の適用

町は、大規模災害による被害が大きい場合は、住民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、応急的に食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

### 第1 実施主体（町長・総務課）

実施主体は、風水害等災害対策編 第3章 第8節 災害救助法の適用 「第1 実施主体」の定めに準ずる。

### 第2 災害救助法の適用（総務課・保健福祉課）

災害救助法の適用は、風水害等災害対策編 第3章 第8節 災害救助法の適用 「第2 災害救助法の適用」の定めに準ずる。

### 第3 救助の実施の委任（総務課・保健福祉課）

救助の実施の委任は、風水害等災害対策編 第3章 第8節 災害救助法の適用 「第3 救助の実施の委任」の定めに準ずる。

資料7-2 救助の実施要領の基準

## 第6節 自衛隊の災害派遣

町は、大規模災害に際して、人命又は財産保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（復興・危機管理総務課）等に対し自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 第1 災害派遣要請の手続き（町長・総務課）

災害派遣要請の手続きは、風水害等災害対策編 第3章 第9節 自衛隊の災害派遣「第1 災害派遣要請の手続き」の定めに準ずる。

### 第2 自衛隊との連絡調整（総務課）

自衛隊との連絡調整は、風水害等災害対策編 第3章 第9節 自衛隊の災害派遣「第2 自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

### 第3 派遣部隊の活動内容（総務課）

派遣部隊の活動内容は、風水害等災害対策編 第3章 第9節 自衛隊の災害派遣「第3 派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

### 第4 派遣部隊の受入体制（総務課）

派遣部隊の受入体制は、風水害等災害対策編 第3章 第9節 自衛隊の災害派遣「第4 派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

### 第5 派遣部隊の撤収（町長・総務課）

派遣部隊の撤収は、風水害等災害対策編 第3章 第9節 自衛隊の災害派遣「第5 派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

### 第6 経費の負担（総務課）

経費の負担は、風水害等災害対策編 第3章 第9節 自衛隊の災害派遣「第6 経費の負担」の定めに準ずる。

資料8-3 自衛隊災害派遣要請（依頼、撤収）様式

## 第7節 救急・救助活動

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であることから、町は県並びに防災関係機関と連絡を密にしながら速やかに応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、地域住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

### 第1 町の活動（総務課・保健福祉課・消防団・自主防災組織）

町の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第10節 救急・救助活動「第1 町の活動」の定め  
に準ずる。

### 第2 消防機関の活動（消防本部・総務課・消防団）

消防機関の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第10節 救急・救助活動「第2 消防機関の  
活動」の定め  
に準ずる。

### 第3 大和警察署の活動（大和警察署）

大和警察署の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第10節 救急・救助活動「第3 大和警察  
署の活動」の定め  
に準ずる。

### 第4 住民及び自主防災組織等の活動（総務課）

住民及び自主防災組織等の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第10節 救急・救助活動「第  
4 住民及び自主防災組織等の活動」の定め  
に準ずる。

### 第5 惨事ストレス対策（総務課・消防本部）

惨事ストレス対策は、風水害等災害対策編 第3章 第10節 救急・救助活動「第5 惨事スト  
レス対策」の定め  
に準ずる。

### 第6 感染症対策（総務課）

救急・救助活動における感染症対策は、風水害等災害対策編 第3章 第10節 救急・救助活動  
「第6 感染症対策」の定め  
に準ずる。

## 第8節 医療救護活動

大規模地震災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

### 第1 初動医療体制の確立（保健福祉課）

初動医療体制の確立は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第1 初動医療体制の確立」の定めに準ずる。

### 第2 医療救護活動・助産活動（保健福祉課）

医療救護活動・助産活動は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第2 医療救護活動・助産活動」の定めに準ずる。

### 第3 災害時後方医療体制（保健福祉課・消防本部）

災害時後方医療体制は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第3 災害時後方医療体制」の定めに準ずる。

### 第4 救急患者等の搬送体制（総務課・保健福祉課・消防本部）

救急患者等の搬送体制は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第4 救急患者等の搬送体制」の定めに準ずる。

### 第5 医薬品・資器材の確保（保健福祉課）

医薬品・資器材の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第5 医薬品・資器材の確保」の定めに準ずる。

### 第6 入院者・通院者への対応（保健福祉課）

入院者・通院者への対応は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第6 入院者・通院者への対応」の定めに準ずる。

### 第7 在宅要医療患者の医療救護体制（保健福祉課）

在宅要医療患者の医療救護体制は、風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護活動「第7 在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

## 第9節 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町は、消防機関、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

### 第1 消火活動の基本（消防本部・総務課・消防団）

消火活動の基本は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策 第1 「1 消火活動の基本」の定めに準ずる。

### 第2 消防機関の活動（消防本部・総務課・消防団）

消防機関の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策 第1 「2 消防機関の活動」の定めに準ずる。

### 第3 事業所の活動（事業所）

事業所の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策 第1 「3 事業所の活動」の定めに準ずる。

### 第4 自主防災組織の活動（総務課・自主防災組織）

自主防災組織の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策 第1 「4 自主防災組織の活動」の定めに準ずる。

### 第5 町民の活動（総務課・住民）

町民の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策 第1 「5 町民の活動」の定めに準ずる。

### 第6 応援の要請（総務課・消防本部）

応援の要請は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策 第1 「7 応援の要請」の定めに準ずる。

## 第10節 交通・輸送活動

---

---

大規模地震災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持のうえからも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

### 第1 町の活動（総務課・地域整備課）

交通・輸送における町の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第12節 交通・輸送活動 「第1 町の活動」の定めに準ずる。

### 第2 陸上交通の確保対策（総務課・地域整備課）

陸上交通の確保対策は、風水害等災害対策編 第3章 第12節 交通・輸送活動 「第2 陸上交通の確保対策」の定めに準ずる。

## 第11節 ヘリコプターの活動

大規模地震災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱等の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

### 第1 活動体制（総務課・消防本部）

ヘリコプターの活動（活動体制、活動内容、活動拠点の確保）は、風水害等災害対策編 第3章 第13節 ヘリコプターの活動「第1 活動体制」の定めに基づる。

### 第2 派遣要請（総務課）

ヘリコプターの派遣要請は、風水害等災害対策編 第3章 第13節 ヘリコプターの活動「第2 派遣要請」の定めに基づる。

## 第12節 避難活動

地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難させるため、町は、適切に避難指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

### <避難の原則>

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

### <住民がとるべき避難行動>

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。

### 第1 避難指示等（町長・総務課）

避難指示等は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第2 避難指示等」の定めに従う。

### 第2 避難指示の内容及び周知（町長・総務課）

避難指示の内容及び周知は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第3 避難指示の内容及び周知」の定めに従う。

### 第3 警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令（町長・総務課

・大和警察署・消防本部・消防団）

警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第4 警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令」の定めに従う。

### 第4 避難の誘導（総務課・保健福祉課・消防団・自主防災組織）

避難の誘導は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第5 避難の誘導」の定めに従う他、次の対策を実施する。

#### 1 誘導時の留意事項

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、町職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。



**第5 指定緊急避難場所の開放及び周知**（総務課・社会教育課・保健福祉課）

指定緊急避難場所の開放及び周知は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第6 指定緊急避難場所の開放及び周知」の定めに準ずる。

資料6-2 指定避難所一覧

**第6 避難所の開設及び運営**（総務課・社会教育課・保健福祉課・自主防災組織）

避難所の開設及び運営は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第7 避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

**第7 避難情報の発令等による広域避難**（総務課）

避難情報の発令等による広域避難は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第8 避難情報の発令等による広域避難」の定めに準ずる。

**第8 避難長期化への対処**（総務課・社会教育課・保健福祉課）

避難長期化への対処は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第9 避難長期化への対処」の定めに準ずる。

**第9 帰宅困難者対策**（総務課・まちづくり政策課）

帰宅困難者対策は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第10 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

**第10 孤立集落の安否確認対策**（総務課）

孤立集落の安否確認対策は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第11 孤立集落の安否確認対策」の定めに準ずる。

**第11 広域避難者への支援**（総務課）

広域避難者への支援は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第12 広域避難者への支援」の定めに準ずる。

**第12 在宅避難者への支援**（総務課・保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

在宅避難者への支援は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 避難活動「第13 在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

## 第13節 応急仮設住宅等の確保

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

### 第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理（地域整備課・総務課）

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理」の定めに準ずる。

### 第2 公営住宅の活用等（地域整備課）

公営住宅の活用等は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第2 公営住宅の活用等」の定めに準ずる。

### 第3 民間賃貸住宅の活用等（総務課・まちづくり政策課）

民間賃貸住宅の活用等は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第3 民間賃貸住宅等の活用等」の定めに準ずる。

### 第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備（保健福祉課）

応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備」の定めに準ずる。

### 第5 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定（保健福祉課・地域整備課）

応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第5 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定」の定めに準ずる。

### 第6 住宅の応急修理（地域整備課）

住宅の応急修理は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第6 住宅の応急修理」の定めに準ずる。

### 第7 建築資材及び建築技術者の確保（地域整備課）

建築資材及び建築技術者の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第7 建築資材及び建築技術者の確保」の定めに準ずる。

**第8 支援制度に関する情報提供**（総務課・保健福祉課）

支援制度に関する情報提供は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 応急仮設住宅等の確保「第8 支援制度に関する情報提供」の定めに基づる。

## 第14節 相談活動

---

---

大規模地震災害時において、住民からの身近な相談や要望に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

### 第1 町の相談活動（総務課）

町の相談活動は、風水害等災害対策編 第3章 第16節 相談活動「第1 町の相談活動」の定めに準ずる。

## 第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

大規模地震災害の発生時には、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。

このため、町は、必要な諸施策について速やかに実施する。

### 第 1 高齢者・障がい者等への支援活動（保健福祉課）

高齢者・障がい者等への支援活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動「第 1 高齢者・障がい者等への支援活動」の定めに準ずる。

資料 3-33 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書

〔医療法人社団 眞友会ほか 5 法人〕

資料 3-34 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書〔社会福祉法人 桜樹会〕

資料 3-35 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書〔社会福祉法人 永楽会〕

資料 3-36 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書

〔社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会〕

資料 3-37 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書〔社会福祉法人 みらい〕

資料 7-5 大郷町避難行動要支援者避難支援計画

### 第 2 外国人支援活動（まちづくり政策課）

外国人支援活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動「第 2 外国人支援活動」の定めに準ずる。

### 第 3 旅行者への対応（農政商工課）

旅行者への対応は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動「第 3 旅行者への対応」の定めに準ずる。

## 第16節 愛玩動物の収容対策

---

大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、宮城県塩釜保健所等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

### 第1 被災地域における動物の保護（町民課）

被災地域における動物の保護は、風水害等災害対策編 第3章 第18節 愛玩動物の収容対策「第1 被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

### 第2 避難所における動物の適正な飼育（町民課）

避難所における動物の適正な飼育は、風水害等災害対策編 第3章 第18節 愛玩動物の収容対策「第2 避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

### 第3 仮設住宅における動物の適正な飼育（町民課・総務課）

仮設住宅における動物の適正な飼育は、風水害等災害対策編 第3章 第18節 愛玩動物の収容対策「第3 仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

## 第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

### 第 1 食料・物資供給体制の整備（町民課・財政課）

食料・物資供給体制の整備は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 19 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第 1 食料・物資供給体制の整備」の定めに準ずる。

### 第 2 食料（町民課・学校教育課）

食料の調達・供給活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 19 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第 2 食料」の定めに準ずる。

資料 3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

〔みやぎ生活協同組合〕

資料 3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書

〔黒川地区内 1 市 2 町 1 村、新みやぎ農業協同組合〕

資料 3-27 災害時における支援協力に関する協定書

〔黒川地区内 1 市 2 町 1 村、白石食品工業（株）仙台工場〕

### 第 3 飲料水（地域整備課）

飲料水の調達・供給活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 19 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第 3 飲料水」の定めに準ずる。

資料 3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書

〔黒川地区内 1 市 2 町 1 村、新みやぎ農業協同組合〕

資料 3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書

〔コカ・コーラボトラーズジャパン（株）〕

資料 3-17 災害時相互応援計画〔（公社）日本水道協会宮城県支部〕

資料 8-1 大郷町指定給水装置工事事業者一覧

#### **第4 生活関連物資の調達**（保健福祉課）

生活関連物資の調達活動は、風水害等災害対策編 第3章 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第4 生活関連物資の調達」の定めに準ずる。

#### **第5 物資の輸送体制**（町民課・保健福祉課）

物資の輸送体制は、風水害等災害対策編 第3章 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第5 物資の輸送体制」の定めに準ずる。

#### **第6 義援物資の受入れ及び配分**（町民課・保健福祉課）

義援物資の受入れ及び配分は、風水害等災害対策編 第3章 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第6 義援物資の受入れ及び配分」の定めに準ずる。

#### **第7 燃料の調達・供給**（財政課）

燃料の調達・供給は、風水害等災害対策編 第3章 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動「第7 燃料の調達・供給」の定めに準ずる。

資料3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕



## 第18節 防疫・保健衛生活動

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、町は関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

### 第1 防疫（町民課・保健福祉課）

防疫活動は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 防疫・保健衛生活動「第1 防疫」の定め  
に準ずる。

### 第2 保健対策（保健福祉課・学校教育課）

保健対策は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 防疫・保健衛生活動「第2 保健対策」の  
定め  
に準ずる。

### 第3 食品衛生対策（保健福祉課）

食品衛生対策は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 防疫・保健衛生活動「第3 食品衛生  
対策」の定め  
に準ずる。

## 第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

---

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

### 第1 遺体等の搜索（町民課・総務課・消防団）

遺体等の搜索は、風水害等災害対策編 第3章 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬「第1 遺体等の搜索」の定めに準ずる。

### 第2 遺体の処理・収容（町民課）

遺体の処理・収容は、風水害等災害対策編 第3章 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬「第2 遺体の処理・収容」の定めに準ずる。

### 第3 遺体の火葬、埋葬（町民課）

遺体の火葬、埋葬は、風水害等災害対策編 第3章 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬「第3 遺体の火葬、埋葬」の定めに準ずる。

### 第4 費用（総務課）

遺体等の搜索・処理・埋葬の費用は、風水害等災害対策編 第3章 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬「第4 費用」の定めに準ずる。

## 第 20 節 災害廃棄物処理活動

大規模地震災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

### 第 1 災害廃棄物の処理（町民課）

災害廃棄物の処理は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動「第 1 災害廃棄物の処理」の定めに準ずる。

### 第 2 処理体制（町民課）

災害廃棄物の処理体制は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動「第 2 処理体制」の定めに準ずる。

### 第 3 処理方法（町民課・地域整備課）

町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。また、町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

#### 1 ごみの収集処理

ごみの収集処理は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動 第 3 「1 ごみの収集処理」の定めに準ずる。

#### 2 災害廃棄物の除去処理

災害廃棄物の除去処理は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動 第 3 「2 災害廃棄物の除去処理」の定めに準ずる。

#### 3 し尿処理

し尿処理は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動 第 3 「3 し尿処理」の定めに準ずる。

資料 3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書  
〔コマツレンタル(株)〕

### 第 4 死亡動物及び放浪動物対策（町民課・農政商工課）

死亡動物及び放浪動物対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動「第 4 死亡動物及び放浪動物対策」の定めに準ずる。

### 第 5 環境保全対策の推進（町民課）

環境保全対策の推進は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 22 節 災害廃棄物処理活動「第 5 環境保全対策の推進」の定めに準ずる。

## 第 21 節 社会秩序の維持活動

---

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため、町は県や関係機関と連携して、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

### 第 1 生活必需品の物価監視（農政商工課）

生活必需品の物価監視は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 23 節 社会秩序の維持活動「第 1 生活必需品の物価監視」の定めに準ずる。

### 第 2 警察の活動（総務課・大和警察署）

警察の活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 23 節 社会秩序の維持活動「第 2 警察の活動」の定めに準ずる。

## 第 22 節 教育活動

教育委員会は、大規模災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことが出来ない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を講じる。

### 第 1 事前体制（学校長等）

教育活動の事前体制は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 1 事前体制」の定めに準ずる。

### 第 2 避難措置（学校教育課・学校長等・教育委員会）

教育活動の避難措置は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 2 避難措置」の定めに準ずる。

### 第 3 教育施設等の応急措置（学校教育課・社会教育課・教育委員会）

学校等施設等の応急措置は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 3 学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

資料 6-6 文教施設一覧

### 第 4 教育の実施（学校教育課・教育委員会）

教育の実施は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 4 教育の実施」の定めに準ずる。

### 第 5 心身の健康管理（学校教育課・教育委員会）

心身の健康管理は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 5 心身の健康管理」の定めに準ずる。

### 第 6 学用品等の給与と調達（学校教育課・教育委員会）

学用品等の給与と調達は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 6 学用品等の給与と調達」の定めに準ずる。

### 第 7 学校給食対策（学校教育課・学校長等・教育委員会）

学校給食対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 24 節 教育活動「第 7 学校給食対策」の定めに準ずる。

## **第8 通学手段の確保**（学校教育課・教育委員会）

通学手段の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第24節 教育活動「第8 通学手段の確保」の定めに準ずる。

## **第9 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置**（学校教育課・教育委員会）

学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置は、風水害等災害対策編 第3章 第24節 教育活動「第9 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置」の定めに準ずる。

## **第10 災害応急対策への生徒の協力**（学校教育課・学校長等・教育委員会）

災害応急対策への生徒の協力は、風水害等災害対策編 第3章 第24節 教育活動「第10 災害応急対策への生徒の協力」の定めに準ずる。

## **第11 社会教育施設等の応急対策**（社会教育課・教育委員会）

社会教育施設等の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第24節 教育活動「第11 社会教育施設等の応急対策」の定めに準ずる。

## 第 23 節 防災資機材及び労働力の確保

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため町は、他の市町村や県及び防災関係機関と相互に連携し、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

### 第 1 緊急使用のための調達（地域整備課・総務課・財政課）

防災資機材及び労働力の緊急使用のための調達は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 25 節 防災資機材及び労働力の確保「第 1 緊急使用のための調達」の定めに準ずる。

資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定

〔大郷地区建設災害防止協議会〕

資料 3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る

応援協力に関する協定書〔（株）丹勝〕

資料 3-20 大規模災害時における協力に関する協定書

〔三井住建道路（株）東北支店 宮城営業所〕

### 第 2 労働者の確保（総務課・保健福祉課・農政商工課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

労働者の確保は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 25 節 防災資機材及び労働力の確保「第 2 労働者の確保」の定めに準ずる。

### 第 3 労働力の配分（総務課）

労働力の配分は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 25 節 防災資機材及び労働力の確保「第 3 労働力の配分」の定めに準ずる。

## 第24節 公共土木施設等の応急対策

道路、河川、その他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、町及び関係機関は、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

### 第1 道路施設（地域整備課・財政課）

公共土木施設等の応急対策における道路施設は、風水害等災害対策編 第3章 第26節 公共土木施設等の応急対策「第1 道路施設」の定めに準ずる。

### 第2 河川管理施設（地域整備課）

公共土木施設等の応急対策における河川管理施設は、風水害等災害対策編 第3章 第26節 公共土木施設等の応急対策「第2 河川管理施設」の定めに準ずる。

### 第3 砂防・地すべり・治山関係施設（地域整備課・農政商工課）

公共土木施設等の応急対策における砂防・地すべり・治山関係施設は、風水害等災害対策編 第3章 第26節 公共土木施設等の応急対策「第3 砂防・地すべり・治山関係施設」の定めに準ずる。

資料3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書〔（株）丹勝〕

### 第4 農地、農業用施設（農政商工課）

公共土木施設等の応急対策における農地、農業用施設は、風水害等災害対策編 第3章 第26節 公共土木施設等の応急対策「第4 農地、農業用施設」の定めに準ずる。

### 第5 廃棄物処理施設（町民課）

公共土木施設等の応急対策における廃棄物処理施設は、風水害等災害対策編 第3章 第26節 公共土木施設等の応急対策「第5 廃棄物処理施設」の定めに準ずる。

### 第6 被災建築物、被災宅地に関する危険度判定等の実施（地域整備課・税務課）

被災建築物、被災宅地に関する危険度判定等の実施は、風水害等災害対策編 第3章 第26節 公共土木施設等の応急対策「第6 被災宅地に関する危険度判定等の実施」の定めに準ずる他、被災建築物の危険度判定は次により実施する。

#### 1 被災建築物応急危険度判定

町は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得



て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

(2) 実施本部は、次の業務に当たる。

- ア 被災状況の把握
- イ 判定実施計画の策定
- ウ 県本部長への支援要請
- エ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- オ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- カ 町民等への広報
- キ その他判定資機材の配布

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

- ア 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。
- イ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

## 第 25 節 ライフライン施設等の応急復旧

大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、町及びライフライン事業者は、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

また、町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

### 第 1 水道施設（地域整備課）

水道施設の応急復旧は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧「第 1 水道施設」の定めに準ずる。

資料 3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

### 第 2 下水道施設（地域整備課）

下水道施設の応急復旧は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧「第 2 下水道施設」の定めに準ずる。

資料 3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書

〔コマツレンタル(株)〕

資料 8-2 排水設備等指定工事店一覧

### 第 3 電力施設（総務課・財政課）

電力施設の応急復旧は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧「第 3 電力施設」の定めに準ずる。

### 第 4 液化石油ガス施設（総務課・財政課）

液化石油ガス施設の応急復旧は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧「第 4 液化石油ガス施設」の定めに準ずる。

### 第 5 電信・電話施設（総務課）

電信・電話施設の応急復旧は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧「第 5 電信・電話施設」の定めに準ずる。

## 第26節 危険物施設等の安全確保

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

### 第1 事故発生時における応急対策（総務課・町民課）

事故発生時における応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策「第3 危険物等災害応急対策」の定めに準ずる。

資料6-4 危険物貯蔵取扱施設一覧

### 第2 環境モニタリング（総務課・町民課）

環境モニタリングは、風水害等災害対策編 第3章 第33節 災害種別毎応急対策「第3 危険物等災害応急対策」の定めに準ずる。

## 第 27 節 農林業の応急対策

大規模地震により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため町は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

### 第 1 農業用水利施設（地域整備課・農政商工課）

農業用水利施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 28 節 農林業の応急対策「第 1 農業用水利施設」の定めに準ずる。

### 第 2 林道、治山施設（農政商工課）

林道、治山施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 28 節 農林業の応急対策「第 2 林道、治山施設」の定めに準ずる。

資料 3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書

〔（株）丹勝〕

### 第 3 農産物（農政商工課）

農産物の応急対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 28 節 農林業の応急対策「第 3 農産物」の定めに準ずる。

### 第 4 畜産（農政商工課）

畜産の応急対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 28 節 農林業の応急対策「第 4 畜産」の定めに準ずる。

### 第 5 林業（農政商工課）

林業の応急対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 28 節 農林業の応急対策「第 5 林業」の定めに準ずる。

## 第 28 節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

### 第 1 二次災害の防止活動（町全課局館）

二次災害の防止活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 29 節 二次災害・複合災害防止対策「第 1 二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

#### 1 余震・誘発地震

町は、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

### 第 2 風評被害等の軽減対策（農政商工課・総務課）

風評被害等の軽減対策は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 29 節 二次災害・複合災害防止対策「第 2 風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

## 第 29 節 応急公用負担等の実施

---

大規模地震災害が発生した、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、町長等は、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図る。

### 第 1 応急公用負担の権限（総務課）

応急公用負担の権限は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 30 節 応急公用負担等の実施「第 1 応急公用負担の権限」の定めに準ずる。

### 第 2 公用令書の交付（総務課）

応急公用負担等の公用令書の交付は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 30 節 応急公用負担等の実施「第 2 公用令書の交付」の定めに準ずる。

### 第 3 手続き（総務課）

応急公用負担等の手続きは、風水害等災害対策編 第 3 章 第 30 節 応急公用負担等の実施「第 3 手続き」の定めに準ずる。

### 第 4 損失補償及び損害補償等（総務課）

応急公用負担等の損失補償及び損害補償等は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 30 節 応急公用負担等の実施「第 4 損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

## 第 30 節 ボランティア活動

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉法人大郷町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

### 第 1 一般ボランティア（保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

一般ボランティアの活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 31 節 ボランティア活動「第 1 一般ボランティア」の定めに準ずる。

資料 3-32.1 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書

〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕

資料 3-32.2 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

〔社会福祉法人大郷町社会福祉協議会〕

### 第 2 専門ボランティア（保健福祉課・関連各課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

専門ボランティアの活動は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 31 節 ボランティア活動「第 2 専門ボランティア」の定めに準ずる。

### 第 3 NPO・NGOとの連携（保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

NPO・NGOとの連携は、風水害等災害対策編 第 3 章 第 31 節 ボランティア活動「第 3 NPO・NGOとの連携」の定めに準ずる。

## 第31節 海外からの支援の受入れ

---

町は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

### 第1 海外からの救援活動の受入れ（総務課）

海外からの救援活動の受入れは、風水害等災害対策編 第3章 第32節 海外からの支援の受入れ「第1 海外からの救援活動の受入れ」の定めに準ずる。

### 第2 救援内容の確認（総務課）

救援内容の確認は、風水害等災害対策編 第3章 第32節 海外からの支援の受入れ「第2 救援内容の確認」の定めに準ずる。



## 第4章 災害復旧・復興対策



## 第4章 災害復旧・復興対策

### 第1節 災害復旧・復興計画

---

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い町づくりを構築していくことを目的とする。

#### 第1 災害復旧、復興の基本方向の決定（町全課局館）

災害復旧、復興の基本方向の決定は、風水害等災害対策編 第4章 第1節 災害復旧・復興計画「第1 災害復旧、復興の基本方向の決定」の定めに準ずる。

#### 第2 災害復旧計画（町全課局館）

災害復旧計画は、風水害等災害対策編 第4章 第1節 災害復旧・復興計画「第2 災害復旧計画」の定めに準ずる。

#### 第3 災害復興計画（町全課局館）

災害復興計画は、風水害等災害対策編 第4章 第1節 災害復旧・復興計画「第3 災害復興計画」の定めに準ずる。

#### 第4 災害復興基金の設立等（財政課）

災害復興基金の設立等は、風水害等災害対策編 第4章 第1節 災害復旧・復興計画「第4 災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。

## 第2節 生活再建支援

町、県及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的に各種の措置を講じる。

### 第1 住宅に関する各種調査

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は町の活動の支援に努める。

### 第2 罹災証明書の交付（税務課・総務課）

罹災証明書の交付は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第1 罹災証明書の交付」の定めに準ずる。

### 第3 被災者台帳の作成（総務課）

被災者台帳の作成は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第2 被災者台帳の作成」の定めに準ずる。

### 第4 被災者生活再建支援制度（保健福祉課）

被災者生活再建支援制度は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第3 被災者生活再建支援制度」の定めに準ずる。

### 第5 損害保険の活用（総務課）

損害保険の活用は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第4 損害保険の活用」の定めに準ずる。

### 第6 資金の貸付け（保健福祉課）

資金の貸付けは、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第5 資金の貸付け」の定めに準ずる。

### 第7 生活保護（保健福祉課）

生活保護は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第6 生活保護」の定めに準ずる。

## 第8 その他救済制度（保健福祉課）

その他救済制度は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第7 その他救済制度」の定めに基づる。

資料9-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

## 第9 税負担等の軽減（税務課・町民課・地域整備課）

税負担等の軽減は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第8 税負担等の軽減」の定めに基づる。

## 第10 雇用対策（農政商工課）

雇用対策は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第9 雇用対策」の定めに基づる。

## 第11 相談窓口の設置（総務課）

相談窓口の設置は、風水害等災害対策編 第4章 第2節 生活再建支援「第10 相談窓口の設置」の定めに基づる。

## 第3節 住宅復旧支援

---

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

### 第1 一般住宅復興資金の確保（地域整備課・復興推進課・まちづくり政策課）

一般住宅復興資金の確保は、風水害等災害対策編 第4章 第3節 住宅復旧支援「第1 一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

### 第2 住宅の建設等（地域整備課・復興推進課・まちづくり政策課・総務課）

住宅の建設等は、風水害等災害対策編 第4章 第3節 住宅復旧支援「第2 住宅の建設等」の定めに準ずる。

### 第3 防災集団移転促進事業の活用（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・復興推進課）

防災集団移転促進事業の活用は、風水害等災害対策編 第4章 第3節 住宅復旧支援「第3 防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

## 第4節 産業復興支援

---

町は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

### 第1 中小企業金融対策（農政商工課）

中小企業金融対策は、風水害等災害対策編 第4章 第4節 産業復興の支援「第1 中小企業金融対策」の定めに準ずる。

### 第2 農林業金融対策（農政商工課）

農林業金融対策は、風水害等災害対策編 第4章 第4節 産業復興の支援「第2 農林業金融対策」の定めに準ずる。

### 第3 相談窓口の設置（農政商工課）

相談窓口の設置は、風水害等災害対策編 第4章 第4節 産業復興支援「第3 相談窓口の設置」の定めに準ずる。

## 第5節 都市基盤の復興対策

---

町及び関係機関は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第1 防災まちづくり（まちづくり政策課・地域整備課・総務課

・教育委員会）

防災まちづくりは、風水害等災害対策編 第4章 第5節 都市基盤の復興対策「第1 防災まちづくり」の定めに準ずる。

### 第2 想定される計画内容例（まちづくり政策課・地域整備課・総務課）

想定される計画内容例は、風水害等災害対策編 第4章 第5節 都市基盤の復興対策「第2 想定される計画内容例」の定めに準ずる。



## 第6節 義援金の受入れ、配分

---

大規模地震災害時には、多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

### 第1 受入れ（会計課）

義援金の受入れは、風水害等災害対策編 第4章 第6節 義援金の受入れ、配分「第1 受入れ」の定めに準ずる。

### 第2 配分（保健福祉課）

義援金の配分は、風水害等災害対策編 第4章 第6節 義援金の受入れ、配分「第2 配分」の定めに準ずる。

## 第7節 激甚災害の指定

---

町は、災害により町内で甚大な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づく激甚災害の指定を受けることにより、町に対して特別の財政援助、被災者等に対しては特別助成措置が行われるため、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

### 第1 激甚災害の調査（総務課）

激甚災害の調査は、風水害等災害対策編 第4章 第7節 激甚災害の指定「第1 激甚災害の調査」の定めに準ずる。

### 第2 激甚災害指定の手続き（総務課）

激甚災害指定の手続きは、風水害等災害対策編 第4章 第7節 激甚災害の指定「第2 激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

### 第3 特別財政援助の交付（申請）手続き（財政課）

特別財政援助の交付は、風水害等災害対策編 第4章 第7節 激甚災害の指定「第3 特別財政援助の交付（申請）手続き」の定めに準ずる。

### 第4 激甚災害指定基準（総務課）

激甚災害指定基準は、風水害等災害対策編 第4章 第7節 激甚災害の指定「第4 激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

## 第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に生かすことにより町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

### 第1 検証の実施（町全課局館）

検証の実施は、風水害等災害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証「第1 検証の実施」の定めに準ずる。

### 第2 検証体制（総務課）

検証体制は、風水害等災害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証「第2 検証体制」の定めに準ずる。

### 第3 検証の対象（総務課）

検証の対象は、風水害等災害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証「第3 検証の対象」の定めに準ずる。

### 第4 検証手法（総務課）

検証手法は、風水害等災害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証「第4 検証手法」の定めに準ずる。

### 第5 検証結果の防災対策への反映（総務課）

検証結果の防災対策への反映は、風水害等災害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証「第5 検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

### 第6 災害教訓の伝承（総務課・教育委員会）

災害教訓の伝承は、風水害等災害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証「第6 災害教訓の伝承」の定めに準ずる。